

監獄雜誌

第八卷第七号

目 録

へ決して誤診のため處罰するが如き事なしと雖ども

● 論説

(一 頁)

● 典獄諸君の歸任を送る

● 樺山内相の演説大意

● 典獄諸君會終了の日寺原局長の演説大意

● 監獄改良と伊太利學派

留岡 幸助

● 講話

(九 頁)

● 獄制論一斑(第一回)

小河 滋次郎述
藥轍 速記

● 雜報

(廿四 頁)

● 典獄諸君會●典獄諸君會議案●春木大審院檢事長典獄會談に臨
まる●後藤衛生局長の諸問●司法大臣官邸の茶話會●内務大臣官
邸の饗應會●典獄諸君の懇親會●監獄書記看守長特別任用令●典
獄の特別任用令は如何●巡查看守考試規定●警察官與刑罰の改正

● 改正巡查看守傳給令豫算は如何●巡查看守傳給令實施の際に
就て●監獄建築費國庫補助法案●重罪國庫支辨法案●判任官傳
給令の追加●典獄の新任陞叙●警視廳監獄署の名稱改正●内務省
監獄課の新任●監獄協會の總會付妻木内務技師の監獄建築談

● 叙任及辭令

(三十八 頁)

● 出獄人保護

(四十一 頁)

● 獄事談叢

(五十四 頁)

● 外學語學

(六十一 頁)

警察監獄學會發兌

○豫告

監獄雜誌

監獄雜誌は監獄學術の蘊奥を叩き實務の應用を期するに在り故に全幅の記事興味淡泊較もすれば倦怠の念を懷かるゝとなきや本會茲に見る所あり爾今内外國囚人及免囚の實歴談を掲載し彼れ犯罪構成の原因より犯罪隱蔽法網を脱せんとする苦心慘怛を叙し就業後初度及再三犯として入監するの感情入監後同囚間の交情交際飲食起居臥作業勞働疾病懲罰賞典恩典書信面會差人物購食貯蓄等の觀念より獄司教悔師醫師對面遇囚の秘訣を採らんと欲す

就ては各監獄收容中の男女囚人若くは放免囚中特種の人物に就き精細御聞取又は既往御見聞の事項要領のみにてても御報道被下候はゞ本會に於て多少修飾を加へ漸次掲載致度豫告旁々此段相願候也

明治三十年七月

各 集 治 監
同 分 監
各 府 縣 監 獄 署
同 支 署
愛 寄 讀 者

御 中

警 察 監 獄 學 會
編 輯 部

岳洋小河滋次郎先生序
英國多羅旬先生原著
霽川松尾音次郎先生譯

菊版大本五百頁
洋裝製本金八拾錢
假綴金七拾三錢

○犯罪及犯罪豫防論
附 出獄人保護論

全 壹 冊

社會問題の今や世人の最注目となり就中犯罪及犯罪豫防問題の最緊急の要物となり大赦減刑令執行の結果として一層世人の注目する處となり出獄人保護事業の各地志士の設計企畫あるに至れり此種事業の參考書を要するに極て急なり時に本書の英國斯道の學者として又斯道の改良論者として英名國に雄飛する多羅旬氏の近著にして實に志士の要求を満足せしむる參考益書たり然れども本篇頗る鴻卷なりを以て適宜抄録摘譯したるものを見るの外なく予輩大に憾みとし請ふて全篇を精譯し出版の學をなせり惜むらく斯道の考究家未だ多からざるを以て僅々需用の員數に當てゝ五百部を限り印刷に附し若干冊を以て諸彦の清雷に應せん多欲す乞ふ至急に御申込あらんとを

一 前金御送附の順を以て八月十五日より送本すべし郵税の一冊金拾二錢假綴の分金拾錢なり

一 官署員方より御申込の御申込に及ばす三冊以上の通運便により低廉運賃を以て發送すべし

一 爲換の總に原嵐昭宛にて東京一ツ橋通郵便受取所へ御拂込ありたし

一 通運便に附せらるゝとき其持込賃を添へ重券代用の一割を増すべし

東京神田區南神保町八番地

原 胤 昭

◎出版廣告

警察監獄學會編纂

監獄英語必携

(全)近刊

本書は英語を解せざる初學の士をして獨學自習の目的を達せしめ併せて歐米人拘禁の場合に臨み英語を以名藉を取るの對話を初め各部門を分ち對話筆談を自在ならしめ且監獄一般の要語をいろは字典として之れに附す其編纂の如きは實務家及内外英學者の合著にして加ふるに斯道先覺の斧正校閱を経たるを以實際の應用に適實なるは聊か本會の誇稱する所なり該書は目下印刷に附したるを以製本を見る又近きに在り豫約廣告書は別に御配布致すべし乞ふ司獄の職に在るの士は必ず一本を携へ切磋歲月を積み内地雜居後彼れ歐米人と對談の自在を得遇囚上遺憾なからんことを期せられんこと切望に堪へず

明治三十年七月

警察監獄學會

出版部

監獄雜誌第八卷第七號

論 說

●典獄諸君の歸任を送る

典獄諸君足下

諸君の變更に内務大臣の召に應じ七日一日を期し内務省に參集せられ劈頭に於て樺山内相の獄制に關する演説を聞き同時に配付ありたる審判事項に付審議討究日も尙足らざるが如く數日間の會議を経て夫々答申を了へ次に寺原警保局長の演説あり引續き一同協議會を開き諸君が平素實驗上の希望及法令の改廢を其筋へ建議すべき件々并に遇囚諸般の取扱方等に關する緊要事項數十件を議了し本月十日全く典獄會議の閉會を告げ其翌日より漸次歸任の途に就かれたり予輩例に依て左に一言の送辭を述べんと欲す

回想すれば昨年四月時の内務大臣板垣伯の全國典獄を一堂の下に會し獄政に關し訓示及諮問せらるゝ所あり而して既往一年間に於て我獄治上幾多の改良を經たるやと云ふに昨年諮問會の結果として獄制改良上に關する法令の改正發布等漸次實施に至りたる事項決して尠なきにあらざるなり是れ多くの諸君が昨年答申の結果に出でたるものにして毎年諸君を會同せらるゝもの決して偶然にあらず而して一面に在つての諸君も亦既往一年間に於て實務上改良の歩武を進められたるもの決して尠なきにあらざるべきを信す

典獄の召集の例年相異なることなしと雖も其の諮問せらるゝ事項たるや決して相同しと爲さず況んや本年

の諮問會に改正條約實施後の外國人拘禁に關する問題多く其他看守考試規程の如き囚徒の服役及臥寢時間改正案の如き何れも刻下同人社會に於ける重要問題にして之に對する諸君の答申ハ將來政府當局者の參考資料となり他日外國人拘禁制度に關する規程并監獄則改正取調材料となり後日完全なる法令發布の期あるべきを信す

以上の諸君が其筋の諮問に對し鞠躬盡瘁能く其責務を盡されたるハ諸君が其職務に忠實なるの致す所なりと雖も其勞決して輕しと爲さず予輩ハ之に向て厚く謝意を表するに吝ならざるなり

終りに臨みて一言を費やすべきハ諸君ハ典獄會議の終る後各歸任せらるるに當り好個の土産錦囊ハ樺山内務大臣が獄制に關する演説の趣旨を服膺せらるべきこと是なり而して其項目の如きハ諸君が親しく之を聴取せられたる可を以て予輩茲に之を再述するを須むす雖も監獄改、新築に關する政府の方針と云ハ外國人拘禁の設備并に拘禁後の遇囚法と云ハ其他監獄管理上に關する注意事項と云ハ、免囚保護、少年感化事業の施設計畫に傾意すべしと云ふが如き數事項ハ諸君が歸任後僭心從事せらるべき好土産にして更に來期に於て開かるべき典獄召集會にハ必らず圓滿なる諸般の成績効果を齎らし内務大臣の方針演説の旨意に奉答せらるべきこと今より諸君に希望する所なり、諸君が任地に在る明媚なる山河ハ今や諸君の歸任を待てり時既に三伏諸君の行途無恙歸任祝し謹で諸君の萬歳を三唱す

●樺山内相の演説大意

七月三日典獄會議の劈頭に於ける樺山内務大臣の演説要領ハ左の如くなりしと云ふ

監獄制度の改良に就てハ從來政府に於ても夙に其取調に従事し居り又諸君ハ親しく其衝に該り實際に研

究しつゝあるハ本官の厚く信を措く所なりと雖も猶將來に向て諸般改良を要すべき事項決して尠なきにあらず故に今回諸君を召集し親しく諸君の意見を聞く事となりしなり本官惟ふに監獄改良中最も其急務を感ずるハ監獄の改築新營の事は元來監獄建築の事ハ頗る重大にして且つ莫大なる費用を要するを以て政府ハ財政の許す範圍に於て之を獎勵誘導するの考案なりと雖も目下監獄費ハ地方經濟に屬するを以て之か速成を期するハ種々事情の止むを得ざるものあり茲萬今日に至るハ本官の深く遺憾とする所況んや改正條約實施の期も追々切迫し外國人を我法律に服従せしめ我監獄内に拘禁せざるべからざるの日も近きに在るに於てをや然れども獄務の處理宜を得ハ以て幾分か建築の不完全を補ふを得べし是れ深く諸君の考慮を望む所なり

抑も行刑の要ハ茲に演ずるを須むす雖も嚴正公平ハ最も其必要とする所にして要ハ只犯罪人をして改過遷善せしめ改悛の効を擧ぐるにあるを以て寬嚴其度を失する事あるべからず衛生の事又最も注意すべきなり監獄ハ素と各種の男女を集合するを以て傳染病等の發生を媒介し易し若し一朝惡疫の監獄に浸入するあらバ其害毒の及ばず所甚だ懼るべきなり又諸君ハ囚徒の個人的待遇に注意せられんことを望む即各國の事情により自ら其處遇を異にするハ刑の公平を保つ上に於ても改悛を促す上に於ても必要なることなり殊に外國人を拘禁する場合の如きに至りてハ一層其必要を感ずるに至るべし

要するに凡そ監獄整理上の事に付てハ諸君ハ常に自身自から直接其衝に當るの心持を以て各其部下を監督獎勵し遺算なきを期せざるべからず何事も之を部下に放任するが如きハ最も戒むべき所なり

茲に列席せる小河典獄ハ先年萬國監獄會議に出席し兼て歐洲諸國の監獄の事情を攻究せられたれハ建築其他治獄の事に就て時々協議せらるれば諸君の參考となるべきもの尠からざるべきを信す凡そ一國の文

明をトせんとせば先づ其國の監獄を見よと蓋監獄の備不備は實に國家文明の標準ともなるものなれば諸君の責任や決して輕しと爲さず諸君宜しく此意を體し萬國をして我國監獄の完備を瞻望せしむるの覺悟あるを要す

尙終りに臨み一言すべきは先般御大喪の節無比の恩典を以て減刑せられたる者の放免後の取締に就ては曩きに京都に於て各地方長官召集の機を以て親しく訓示し置きたれば諸君の聽て聞かれしならんが其後聞く所に依れば右被恩典者にして放免後犯罪し監獄に入り來る者續々之れあるやの由以ての外の事にして本官の恐惶措く能はざる所なり司獄の任にあるもの豈晏然たるべけんや而して其此の如き所以のもの其原因種々あるべしと雖も放免出獄者を保護し其再犯を豫防するの道備はらざるは亦其一因なるべし是大に注意を要する所なり幸にして先般慈善救済の資を補はしめらるゝの御主旨より畏多くも帝室より恩賜金の御下付あり彼の出獄者保護の如きの慈善事業の大なるものなり去れば各地方に於ても此恩賜金を基礎とし相當の計畫必す之れあるべし而して諸君の直接其衝に當る人々なれど能く當局者に謀り有志者の同意を求め斯事業の發達を畫策すること又諸君の義務なり責任なりと信ず又不良少年の教育感化に間接に國家の休戚犯罪の増減に大關係を有するものなれば是亦免因保護事業と共に其計畫を怠るべからず何とぞ此二事業に就ては諸君が歸任の上充分盡力せられんことを本官の切に希望する所なり尙獄政に關する諸問事項に付ては充分審議を盡されんことを望む云々

●典獄諮問會終了の日(七月七日)寺原局長の演說大要

監獄の改良は諸君が平素の所論にして世間又漸く其必要を認めたるものと信ず今や各國との改正條約に將に一兩年を出でずして實施の日あるに明かにして獄政改良上に一層の改正を施さるべからざるもの多く之れあるべしと雖も就中改良の先驅として左の二事項は是非之を遂行せざるべからざるなりと信ず

第一、獄舎の改築

第二、司獄官の養成

第一 獄舎の改築は何分夥多の費用を要するを以て地方經濟の到底能く耐ゆる所にあらざるより建築費補助法案を第十議會に提出せんとせしも不幸にして或る障礙の爲其結果を見る能はざりしに頗る遺憾なりしなり予が一已の意見にては建築費の半部位に國庫の補助を仰ぎ度見込なるを以て第十一議會に向ても是非之れが議案を提出する積りなり又元來監獄建築に就ては全國畫一の標準なかるべからざるに勿論其他監獄改良の事も各専門に屬するを以て其大方針を確定せん爲め漸次相當の施設計畫を爲す積なり

第二 司獄官養成の事は先きに地方官會議に於ても諮問せられたる結果本省に於ても既に練習所設立の内閣略決したるに早晩之が設立の日あるべきを信ず而して其生徒の書記看守長看守を以て之に充つるの見込なり故に他日開設の曉きに其練習生を撰拔するに諸君の任なるべし此點に付ては最も注意を請はざるべからず而して其練習生の資格に第一、其人の性格の如何即ち將來永く斯事業に獻身的思想を有するや否や第二、識力の如何第三、經驗此三者は是非之を具備するを要し且つ可成年少者より之を撰拔せられんことを望む

監獄の改良は前述二三の事を以て達し得べきにあらざれども漸次其歩を進め行かば此大目的を達するの日も決して遠きにあらざるを信ず

以上の小官が目下の所感に過ぎず其他官吏の任用上に就ては最も注意を加へられんことを望む何となれば

其人を得ると否やの法をして生死を別つ所とならしむればなり云々

●監獄改良と伊太利學派 (第二回)

留岡 幸助

近年刑事人類學者の唱道する動植物界に於ける犯罪といふ抑々如何なるものなりや、余思ふに左に陳述するものゝ即ち動植物界に於ける犯罪作用の現象を説明するに足るべし、ロンブローゾーの犯罪を討究するや此を動植物界にまで追究せり、動植物に犯罪ありと聞かば誰か奇怪の感想に打たれざらん、然れども此れ一種の犯罪現象に外ならず、乞ふ左に其現象を研究せしめよ

植物界の犯罪

「ピーナス、フライ」の北海道に産する植物にして、「ビツチヨルプランツ」の亞米利加に産する植物なり、兩者何れも昆蟲を捕捉して己が營養を助くと云ふ、昆蟲のこの植物に附着する時外部に蜜汁の如き誘惑物ありて能く昆蟲を導き愈々内部に侵入するに従ひ再び逃出する能はず、遂にこの植物の中心に附着して生命を失ふに至る、生命を失ふたる昆蟲はこの植物の營養を助くるものなり、然らば昆蟲なくしてこの植物の生に發育する能はず、明治二十八年六月の國民新聞に紀州熊野の海濱に魚を捕る海藻あり、形昆布の如く魚その上に來るときに忽然巻き殺さる、人其上に足を置く時之を巻くと云ふ、この海藻他の動物を殺害して生活すとせば、此を移して以て人事に見る時此れ取りも直さず犯罪の現象に異なることなし

動物界の犯罪

夫の牛の如きの時としてその小屋より容易く出でざることあり、この時農夫の牛小屋の屋上に灌水し以て降雨の体に装ひ牛の難なく小屋を出づると云ふ、平素牛の小屋を引出さるゝや田野にて耕耘に従はざるを得ざるを以て時々横着を構へて小屋を出でざることあり、此れ取りも直さず、牛に於

ける詐偽なり、農夫の之を降雨の体に装ふ所以の理の夫の牛や雨天の日に小屋より引き出さるゝも田野に追ひれて耕耘に従ふの恐れなきを以てなり、此れ牛の容易く小屋を出づる所以なり、又馬の如きも馬丁此が背に馬具をかくるや跛足の狀を示して歩まず、然れども馬の病めるにあらず、病を装ふて以て遠行を避くるが爲なり、勤勉の模範の人多く之を蜂に取れども一度ひ蜂にして酒滴を味んか、昨日まで勤勉なりし蜂の今日の怠惰となり、而して怠惰の結果する處遂に他蜂の蓄積せる食物を窃取し遂に勤勉なる蜂仲間を放逐せらるゝに至ると云ふ、此外動物界に犯罪形跡の多きこと一々枚舉に暇あらざれば筆を擱きて以て左に野蠻人の犯罪を論せん、

野蠻人の犯罪

野蠻人の罪惡を犯すや至らざる處なし、濠洲土人の如き人肉を食み、父母を溝壑に轉して毫も悲哀の情なきものあり、又犯罪人の一種に俗に所謂「うちみ」と稱して更に疵傷に頓着せざるものあり、野蠻人の大に此と同じきものありて存す、

「ヤクト」人種の能く烈寒に耐ゆるを以て鐵人種と稱する程にて此人種の衣服あるなく裸體を天に暴露し霜雪其體上に積むも之を苦とせずして安眠することあり、ホッグソン氏曰く印度の「タミユリア」人種の如き「マツリア」毒を呼吸すること恰も通常の空氣を呼吸するが如くにして毫も苦色あるなしと、又オーストラリア洲の土人及其他下等の人種其人種に受けたる傷害を恢復すること甚だ容易にして歐洲人に在ての爲めに死すべき程の大疵と雖野蠻人に在つて敢て大害を加ふることなし、又野蠻人の苦難及傷害の爲めに感受する所の不快若くは痛苦の感覺の薄きことはなり、此事を證すべき事實甚だ多しと雖試に其二三を擧ぐれば以て足れりとす、リクテンスティン氏の說に據れば「ブツシメン」人種の大氣の温度に於て非常の變化あるも毫も感覺する所なきに似たりと云へり、ガルシナー氏の說によれば「ズール」人種の如き全

く感覺なく其足を以て火を取扱ひ又沸騰せる鍋釜の内に其手を浸して毫も苦色あるなしと云へり、(以上スベンセル社會學の原理)

又スベンセル氏の同書中其理由を論じて曰く

蓋し野蠻人と開明人の間に如此く強弱の別あるもの左の二原因に因るならん、則ち野蠻人の開明人に比すれば滋養分に乏しきと神經の十分に發達せざるとの二事是なり、夫の馬を見よ之を野に放ち蓄ふに生草を以てするとき其體格肥大を加ふると雖恒久の勞に耐ゆるの力益々減少せり、然るに獵用に供せんが爲に是れに滋養物を與ふるとき其體格漸く縮小すと雖其力却つて増加すべし、余輩の野蠻人のその體格に比すれば力量の弱小なるを見るべし、況んや其血液の惡質なるが爲に筋骨亦縮小するに於て其力量愈弱小なりとす、又體力を煉磨する者の有様に徴するに其一時に發すると永續するとを問はず、凡そ筋骨をして至大の力を顯はさしめんに數月の煉磨を要することを見るべし、故に野蠻人の體力に乏しき食物に滋養分なく且食事の不規則なるに因るものと推斷せざるを得ず、然れども第二の原因の如きも又輕々に看過すべからざるものなり、余拙著生理學之原理に於て開示せしが如く力を發するの筋骨の組立に因ると云はんより寧ろ神經の組立に因るものなりと云ふを適當とす、夫れ如何なる動物たるを問はずその神經の各種運動の創起する所以にして而その神經の發達の一部を斯く發する所の運動の分量により、又一部の運動の複雑なる度に因るものとす、人若し氣力衰減し若くは隱遁無爲を欲するが如き場合に於て其體力も又隨つて衰弱するにあらずや、是に反し狂人の如く情慾盛んなるとき遙かに通常の人に超過する程の多力を喚起するにあらずや、余輩は是を以て體力と感覺との間に直接の關係あるを見るなり、然らば即ち野蠻人の如き其腦髓小にして隨つて感覺遲鈍なるが故に其體力

の弱小なるを見るも敢て怪しむに足らざるなり

嘗に如此例證のみならず近くは我北海道「アイヌ」八種の苦難に耐へ日本人の見て以て痛苦に堪へずとするが如き疵傷も「アイヌ」人の以て意とせず、又「アイヌ」人種を滅ぼす文化の勢力にあらずして飲酒なりと云ふが如く暴飲盲啗するが如き大に野蠻人と犯罪人と類するの甚しきものありて存す、

小供の犯罪 小供も又野蠻人と同じく能く痛苦に堪ゆる而已ならず、時として虚偽を放言し、ものを竊取し、贓を犯かして恐れず、殘忍暴戾の舉動更に意とせざるが如き大に刑事人類學者の見て以て犯罪となすものに類するものありて存す、

如此植物より動物、動物より野蠻人、野蠻人より小兒に至りて犯罪の愈々進化するを見るべし、余が茲に列舉する例證の必ずしも法律に抵觸する犯罪を言はず、その行爲能く犯罪と類するものを列舉したるまでなり、恐くはロンブローソーも如斯犯罪現象を動植物、野蠻人及小兒の間に追究したるならん、余のロンブローソーの著「犯人論」の未だ閱讀せしことなしと雖氏が思想の統系を論究するに當り余の卑見を加へて聊か注することの止むを得ざるを知らばなり、

講 話

本項の本年六月九日帝國ホテルに於ける地方官會同の席上小河滋次郎氏の演說せられたる筆記なり今回同氏の許諾を得たれは本號以下に連載し讀者に紹介すべし

●獄制論一斑 (第一回)

編 者 識

小河滋次郎述
築轍速記

内務大臣閣下の御命に依りまして、今日此席に於きまして、私が歐洲各國に付き、研究致して参りました所の、監獄事業、及び監獄に關係致しました他の事業の一斑、及び之に對しまして、感じました所の大略を御話致しまして、御列席諸公の清聴に供することの出来まするの、誠に私の光榮の至りに存する所でございします。

監獄事業の關係致しする所の範圍が、甚だ廣うございまして、人事百般の事柄が、殆ど一として此事業に關係を持つて居らないもの、ない云つて宜しい程でございします。殊に法學、醫學、宗教、經濟、警察、救貧、其他一般の行政事業等、此事業に對しまして、最も密接の關係を持つて居るものでございまして、西哲の言にも、監獄は一小天地であつて、萬有を網羅して居る所である、それ故に萬有に通曉した者にして、始めて能く此監獄の性質を解し、其管理の任を全うすることが出来ると、申してありまするが如く、研究の歩を進めするに従つて、前途益々遠く、茫々として殆ど竟に津涯のある所を知るに苦しむといふこと、一たび指を此事業に染めました所の者の、皆其感に同じうする所でございまして、殊に私の如き、淺學非才の者に取りまして、一層此感に深く致すのでございします。徒らに心が馳せまして、力が茲に従ふことの出来ないで、問々として燃ゆるが如きの衷情、偏に御清察を仰ぐ所でございします。歐洲に於きまして、監獄改良といふ議論の起りましたの、前世紀の中頃から、末葉に掛けてのこととございまして、其實行を見るに至りましたの、漸く此十九世紀の初に在つたのでございします。それで、此監獄の改良といふこと、宗教、哲學、法理、其他百般科學の發達致しました結果、言換へて見ますれば、

人文進歩の生産物であるといふこと、勿論でございしますが、此生産物の他の物に比較致しまして、最も後れて發達するに至つたのでございします。併ながら一旦此改良に着手するといふことになりましてから、其進歩の速力といふもの、實に驚くべき程速なものであつて、今日から見ますと、如何にして斯くまでに速に、改良の實行が出来たかといふことを疑ふばかりでございします。御承知の通り、近世紀の初といふもの、歐洲各國至る所に、兵亂相繼ぎ、若くは兵亂の餘を受けまして、國力といふもの、猶は疲弊して居つたのでありまする。又歐羅巴の國柄といふもの、中々歴史的觀念の盛なるものであつて容易に制度を改めたり、法律を改正するといふこと、出来ない話である。殊に最も舊慣、古習に拘泥する所の國柄である英吉利の如きが、卒先して、此監獄事業の改良といふことに従事したといふこと、最も不審に堪えない次第でございまして、且戰亂若くは戰亂の餘弊に、苦しみつゝある時代なるにも拘はらずそれが爲めに監獄改良を挫折するに至るといふやうなことがなかつたの、今日に於て皆世人の怪訝に堪えない感じを持つて居る所でありまする。而して何が故に此の如く改良が速に出来たか、社會が一般に此の事業に付て、改良の同情を以て働いたかといふことを、段々研究致して見ますのに、之に凡そ三種の原因があつたやうに思はれます。

即ち第一に歐洲各國に於て、始めて改良論の起りました、其當時の監獄といふものが、非常に慘憺なる有様であつたといふことである。其當時の監獄の實況を記述してありまする所の書き物なり、又今日現存して居りまする建物に付て考へて見ましても、實に其當時の監獄といふもの、慘憺を極めたものでありまして、殆ど人間が動物よりも猶は一層劣等なる扱ひを受けて居つたのであつて、一たび此監獄に繋がる所の者、直ちに其生命を失するといふやうな有様であつて、逆も人間として生活し得らるべ

き所でないかつたのであります。甚しきに至りまして、男女を混同して、一つの監房に入れて置いたといふやうなものもあり、又構造も不充分であるが爲めに、或の全監を擧つて、皆破獄を致して、それが爲めに非常な害を社會に加へたといふこともあつたのである、要するに我幕府時代の監獄が、不完全なものであると申しますけれども、之に比して見ましたならば、猶は數等優つて、改良されて居つたのである、此の如く甚しく極端に悪い監獄の有様でありましたから、一たび之が改良の必要を感じ、其實況を調査するに従ひまして、之を改良することが、一日も捨置くことが出来ないといふ、感じを強く一般に持たせることが出来たのである、故に極端に悪いだけそれだけ、反動力といふもので、極端に善い方に改良するといふことから、而も速に改良するといふことが出来たのであります。

第二に、此監獄改良の必要といふことに付て、先づ第一着に歐洲各國の上流社會の人の、同情を博し得たといふことである、御承知の通り、此監獄改良といふことを、始めて此監獄改良を熱心に唱へ出した所の、即ち監獄改良の祖先、若くは第一の恩人とも申して居ります所の、英吉利人のジョン、ホワルドといふ人……此人は自ら巨萬の財産を、此事業の爲めに擲ち、各國を遊歴いたしまして、其國々の監獄の實況を視察、調査致しまするの傍ら、併せて之を改良するの必要を、社會上流の人、殊に各國の帝王、若くは有力なる政治家に親しく就いて、遊説した人でございしますが、其結果といふものの、第一に一國の主權者、若くは政治家といふものに、非常の感動を起さしめて、監獄改良の必要といふこと、先づ上流社會の人の口に由りて唱へられたといふことになつたのであります、それでありますから、此事業の改良といふことに付て、例へば英吉利に於きまして、當時の國王を始め、殊に有名な政治家の、サーロベルト、ピール、ゼー、グラハム、ロールド、スタンレーなどといふ人が、卒先して盡力を致し、

又今日の有名な老政治家たる、グラッドストーンといふやうな人も、非常に監獄改良、殊に不良少年の感化事業の熱心家として、世界に知られて居るのであります、又獨逸に於きまして、有名な老帝、ウヰリアム三世の前の天子であつた、フリードリッヒ、ウエルヘルム四世といふ人が、非常に此事業に同情を表しまして、現に自ら遠く英吉利に渡航致して、ベントンビルの監獄を視察致して、深く監獄の改革の必要といふことを感じまして、それで歸國の後、ベントンビル監獄の模範に倣ひまして、先づ完全なる分房監獄を伯林に造り、次で其他の二ヶ所にも、同じやうなる監獄を建てまして、詰り之を以て模範として、竟に同一の構造の監獄を全國に改築、普及せしむるといふ計畫を立つたのであります、此天子の獨逸の監獄改良といふことに、非常に功勞のあつた人で、今日でも各監獄に行つて見ますと、此天子の像が掲げてありまして、其改良の恩を謝して居るといふやうな實況であります、又獨逸に於きまして、司法大臣であつた、アルニームといふやうな人も、監獄改良に非常の働きをした人であつて、此人の書きました、監獄改良論といふ書物の、今日でも此社會で、大に珍重されて居るのでございします、亞米利加の如き、最も早く監獄改良といふことに注意もし、實行もしたものでござりまして、殊にベンチヤミン、フランクリンなどといふ政治家の熱心なる働き、最も其効があつたのであります、佛蘭西に於きまして、有名な政治家として、此事業に同情を表し、熱心なる働をした人もありましたけれども、彼のナポレオン帝の如き、此事業に付て、寧ろ妨害の働きを爲した人であります、即ち軍資の財源を求むるの窮策と致しまして、其當時まで國庫支辨であつた監獄費を以て、地方支辨に移すと云ふことに至つたが如き、ナポレオン帝の策でありまして、其餘弊といふものの、今日に至るまで、まだ全く直すことが出来ないものであつて、從て佛國の監獄改良が、他の諸國に比して、今日後れて居るといふ實況であ

るのゝ免れないのであります、
第三に、監獄改良といふことが、歐洲各國の競争的事業となつたといふことである、佛蘭西の有名な學者のギゾーが申しました言葉に、一國文明の消長を知るのに、其國の監獄の實況を見るのが、一番確かであるといふ言葉の、各國に歓迎せられまして、從て國の文明を顯はさうといふのに、先づ第一に此監獄を改良しなければならぬといふことに注意を致して、即ち各國が競争的に、此改良を力めたのであります、且又萬國監獄會議といふやうな、恰も萬國博覽會といふやうなものが、設立せらるゝことになりました、一面此會議に各國から委員を派出致しまして、其國に於て施行致しました改良の實況を吹聴せしめ、又一面に適當なる改良の方法を互に研究するといふことになつて、益々監獄事業の進歩といふものを獎勵いたしました、

此三つの原因といふものがあつたが故に、歐羅巴の監獄事業といふものゝ、非常な速力で今日の進歩を見るに至つたのであります、顧みて我邦の實況を見ますのに、我邦の従前の監獄といふものゝ、前申しました通り、幕府時代のものど雖も、左まで極端に悪かつたのでなく、又明治時代になりまして、常に姑息ながらも相當の改良を施されつゝ來つて、殊に政府でも、此事業の改良といふことに、随分盡力されました結果として、今日の監獄の、不完全でありまゝするけれども、人間の棲息し得られぬといふが如き、歐羅巴の監獄改良論の起きた當時の、監獄などに比して見ますと、非常に優つて居るのである、從つて實際に於て、改良すべき必要が澤山ありまゝすけれども、此改良論を唱へても、社會の感心を惹起すことが、甚だ鈍いのであります、故に悪い反動を以て、極端に良く進めるといふことが出來ないのである、又日本に於ける監獄事業といふものゝ、今日までの所で、他に競争する必要がなかつたのである

社會一般が未だ監獄事業を以て、國の文明を知らしむる所の、大切なものであるといふやうな考を持つて居らなかつたのである、又第二の改良を促す原因たる、上流の人が卒先して、此事に同情を表するかといふのに、此點も甚だ遺憾に感ずることがないのでござりませぬ、尠くとも將來に於て、此第二の原因に於て、即ち上流に立つた人が、卒先して此改良事業に盡力するといふことになりまゝしたならば、想ふに將來歐洲にも劣らない進力を以て、此事業の改良進歩を見るに至るであらうと信じます、
歐洲各國に於て、實見致しましたる、監獄の實況を概言致しまするのに、豫想外に私が日本に在つて、書物なり若くは傳聞に、想像して居つたよりも、一層驚くべき改良進歩であるといふことを以て、掩ふことが出來るだらうと信じます、歐洲に於きまして、監獄の慘狀を説くに方つて、いつでも引合ひに出ます所のものゝ、必ず露西亞の監獄であります、併ながら露西亞に於きましても、近年監獄改良といふことの、非常に進んで参りまして、殊にペートルスブルヒ、或はモスコウなどに在りまする、各種の監獄の、非常に完全なものであります、西班牙、葡萄牙の監獄制度の如きも、比較的劣等の中に加へられてあります、此諸國の監獄でも、逆も我邦などの監獄の及ぶ所でない程に改良して居ります、も一層進んで申しますれば、英領殖民地なる香港に於ける、最早随分古い所の、香港監獄でも、我邦の監獄に比して、遙に改良せられて居るのであつて、我邦の監獄の中で、まだ今日に至るまで、香港の古監獄にすら、及ぶものがないといふ實況であつて、彼我の懸隔といふものゝ、非常に甚しいのであります、
歐洲諸國に於て、監獄改良に着手致しましたる、順序、方法を調べて見ますのに、各國に到る處、改良の第一着手として、先づ監獄の建物、苦しく新築するといふことに、力めたものであります、獄制を改良しやうと思ふならば、先づ建築を先にしなければならぬといふこと、一般に確認せられたる所

であつて、従前の監獄と申しますもの、唯罪人を拘禁して、或は裁判の方の付くのを竣つとか、若くは監獄拘禁といふことに因つて、罪人を單に苦しめるとか、若くは一時罪人を社會より隔離して置くといふが如き、目的を達せしむるに過ぎなかつたのであつて、監獄に於て刑罰、即ち自由剝奪の刑を科するといふやうな考へ、少しもなかつたのでございします、然るに今日の監獄の目的といふもの、全く従前の監獄の目的と違ひまして、今日で第一の要件は監獄に依つて刑を執行し、其執行に因つて罪人を改良感化して、有要の人間に矯正するといふのに在るのであります、此の如く、目的といふものが、全く違つて居りますから、今日の監獄は、今日の監獄の目的に相應する組織、方法に建てられねばならぬといふことの、當然の話である、唯罪人を拘禁して、之を懲苦するに止まるといふ目的で建てた所の、従前の監獄を其儘用ひて、今日改良感化といふことを主義とする場合に、適用せんとするもの、恰も木に櫛つて魚を求むると同一の話と謂へなければならぬのであります、我邦に於きましては從來餘り重きを監獄改革といふことに置かなかつたもの、即ち改良の着手方法を誤つたのであつて、監獄改良といふ議論の聲の、徒らに大きく、又長く續いて居るにも拘へらず、今日に至るまで、未だ一の改良の實效を見るに至らぬといふもの、抑々偶然でないことであります、歐洲に於きましては、今日でもまだ盛に監獄改良新策を實行しつゝあるのでございします、之に付きまして、最も困難を感じて居りますもの、即ち根本的完全の改良を實行するに、妨害となつて居ります所のもの、近世紀の初から中葉に掛けて、まだ監獄築造法の一定してをりませぬ、即ち或は分房制を可とする者があり若くは之を批難する者があり、或は階級制であるとか、或は表點法であるとか、種々なる議論が出て、其議論の歸着するに至らない場合に於て不完全なる、不成熟なる、監獄改良論の結果として、着手竣工したる、をち付かずの半熟なる監獄が、

存在して居るといふことであります、監獄改良の第一着手として、構造改革を實行したの、甚だ宜しかつたけれども、不完全なる監獄を構造したといふこと、今日に至つて、完全の改良を爲すに付いて、非常に困難を感じて居るといふ實況であります、我邦に於きましては、今日から見ますと、監獄改良の第一着手として、監獄改革に重きを置かなかつたといふこと、其方法を誤つたやうでありますけれども、所謂過ちの功名であつて、今日に至るまで、多分の金を費して、監獄の新改革を行はないで居つたといふこと、却て好都合であるのであります、今日に於きましては、既に一定の監獄構造法も出來て居ります、分房制の利害、階級法の得失といふやうなことに付いて、最早議論のない所でございしますから、一定の構造法に依りて、今日からの着々建築を實行するといふことに至りましたならば、歐洲に於て、今日困難を感じて居るといふが如き、失策を見ずして、前途恰も平坦なる普請の出來上つた大道を行くが如く、少しの支障もなくして、安じて充分の費用を掛けて、監獄改革といふことを、實行するといふことが出来る、即ち之を手始として、將來に於ける、完全なる獄制改良の方針を立てらるゝことが望み得らるゝと考へる、今日東京に於きましては、巢鴨なり、或は東京集治監なり、外觀頗る壯宏に出來て、費用も多分に掛つて居ります、併し是等の監獄といふもの、忌憚なく申して見ましたならば、極めて不完全なものであつて、監獄構造法に照して申しますと、一つとして其要求を満たして居らないと云つても宜しいのである、併しあれ丈のものが出來て居つて見ますと、將來に於て、之を壊はして、又新に造り換へるといふやうなこと、到底困難であります、で早晚必ず是等の建物、監獄改良の妨害物と爲るもの、明かであつて、此の如き建物將來に於て、再び起ることのないやうに致したいものであります、

果して將來に於て獄制改良の順序として、第一に監獄の建築といふことに、重きを置かるといふことでありとするならば、先づ私の考で、内務省に於て、完全なる監獄建築標準を作らるゝといふことが必要であらうと思ひます。然るに我邦に於きまして、今日の所、監獄専門の技師を得るといふことに至難でありまして、亦堪能なる技師を得るに非ざれば、到底完全の建築標準といふものを作ること出来ませぬ、構造の上に付きましては唯設計のみならず、亦監督の上に付ても、必ず毎に技師の力を假らなければならぬのでありとする、此事に付ては、豫て早見も其筋に開陳して置いたことでござりまするが、今日の場合、是非其外國人にして、監獄建築に熟達して居る所の専門家を招聘せられて、其考を聴き、其設計を参考せらるゝといふことが、最も必要であらうと思ひます。

完全の監獄を建築致さうと思ひまするに、多額の……比較的餘計の費用を要するといふこと、免れない話でありとする、併しながら方法其宜しきを得ましたならば、大に亦豫想より節約を加へることが出来ないのでございませぬ、成るべく節約を加へるといふとに付きまして、歐洲各國に於きまして、漸次經驗を積みまして、今日の所、完全に造つた所の監獄が、却て不經驗の時代に於て、不完全に造つた所の監獄よりも、少ない費用で出来得るといふ實況でありとする、節約の方法に付ては、色々ござりまするが、先づ第一に、監獄の建築、其監獄自身の力に依て、之を仕送るといふことを主眼としなければならぬ、即ち囚徒の勞力を利用するといふことでありまして、之を利用するの結果といふもの普通の職工を雇ひまして、高い賃銀を拂つて仕上げるものに比しますると、單に經濟上非常に利益のあるのみならず、監督も能く行届き、又諸般の弊害も防ぐことが出来るのであります、實驗する所に據つて見まするのに、我邦の囚徒、歐洲の囚徒などに比して見ますると、一般に器用なる人間が多ふござります

して、我邦で、十人の囚徒がありすれば、其中で一人の職工を得るの望みがあり、尠くとも將來立派な職工に養成し得るの望みがありすけれども、歐洲の囚人の、誠に不器用なるものが多くして、一人の職工を得やうと思ひまするのに、どうしても五十人以上の多數がなければ、其中から選み出すといふこと、出来ないうといふ有様であります、此點に付て、則ち囚徒の勞力を利用するといふことに付ては、彼我大に其趣を異にして居りますので、我邦に此點に付て、非常に便宜が大いのであります、歐洲に於きまして成るべく、囚徒を利用する方針を取つて居りますが、何分之を實行することが、非常に困難であるといふことでござりまする、併し獨逸などでは毎年一二ヶ所の監獄を、改築若くは新築して居るところでござりまするが、成る丈け囚徒を利用するといふ方針で、例へば甲の監獄を建築する時分に、使用し若くは養成した所の囚徒を、甲監獄の落成の後に、乙の監獄の建築の場合に使用致し、又乙に使用した者を、其落成を竣つて、丙監獄の建築に使用するといふやうに致して、囚徒を利用することを力めて居ります、此事に至極便利な法でございまして、我邦に於きまして、將來此方法を實行して見たいものであると考へまする、併し今日の所、御承知の通り、監獄費地方支辨といふ點で、甲監獄の囚徒を、費用の出所の違つて居りまする、乙監獄の、監獄建築に使用するといふこと、出来得られぬ話でござりまするが、是等のこと、其筋に於て適當に詮議をせられたならば、必ずしも實行の出来ないといふこと、なからうと考へまする、例へば今日神奈川で監獄を建築するに付て、囚徒を使つて居りまするが、其使つて居る所の囚徒を、他日即ち神奈川縣監獄の落成の後に、名古屋に持つて行き、名古屋の者を奈良に持つて行くといふやうにしなしたならば、非常に好都合を得るであらうと思ひまする、囚徒利用といふこと、當局の注意次第で、我邦に於きまして、必ず出来得らるゝことであらうと考へまする、現に彼の東京集

治監の如き、煉瓦造りで、而も立派に出来て居る所の建物が一つも他人の力に依らずして、悉く限られたる集治監の囚徒の手を以て、爲し得たといふことでござりまするから、唯り集治監に出来て、他の監獄に出来ないといふこと、決してなからうと考へます、又監獄の建築に要します所の材料の重なるもの、即ち煉瓦の如きもの、成るべく監獄自身に於て、之を製造するとか、若くは他の監獄で出来る所の廉い煉瓦を利用する、監獄と監獄の間でござりまする、別段餘計の利益を得るといふこともしないので取引が出来、又其取引をさせるやうに其筋で注意をされたならば、昇等の點に付いても、大に費用を省くことが出来るであらうと考へます、前申した如く完全なる監獄を造るのに、兎に角比較的多くの費用を要するといふこと、免れない次第でござりまするが、併し將來の經濟といふことを考へて見ましたならば、完全なる監獄を建て、之に因て他日の修繕の費用を減じ、又都合好く建築せらるゝが爲めに、役人の數をも減じ、それに因て得る所の俸給の節減、其他諸般の管理費を省くことが出来、又一方に収入の上に付て、作業の所得を増加することも出来、殊に最も注意すべき點は、完全なる監獄を造つた結果といふものの、必ず再犯の數を減少するに至ること、明かでありまして、間接に社會の危害を減じ、直接に在監人の數を少く致しまして、それに因つて得る所の利益といふもの、實に莫大なものであつて、不完全な監獄を造つて、再犯を多くし、犯罪人の數を益々増加せしむるものに、比して見ましたならば、一時多少餘分の費用を要しましたが、結局國家の經濟に取りまして、大に利益であるといふこと、一目瞭然のことであると考へます、

完全なる監獄の構造と申しましたが、唯漫に學者の理想のみに拘泥いたしまして、實際の便否如何を顧ないといふやうなことでならぬので、自ら亦國家財政の程度といふものをも、斟酌しなければならぬとい

ふこと、當然のことであります、私に我邦に於て、完全なる監獄構造を實行せらるゝに至ることを、希望の致しますけれども、徒らに彼の白耳義の如き完全無缺の監獄を造りまして、其多額の費用を要すること、一房を建築する費用で、殆ど一小監獄を造ることが出来るといふ程の、贅澤な監獄を造りたいといふやうな考へないのであります、且又理想に必ずしも實際に適しないのであつて、分房制の完全無缺であると申しますが、之を實行するに方つて、自ら實際上の便否を考へて、其間に多少の取捨斟酌を加へる所がなければならぬのであつて、是等の點に付いては我邦の今日の實際に適せしむるに足る方法として、自ら充分に研究した所がある積りでござりまする、

監獄を建築するに付きまして、段々御参考に供したいと思ふ所の、二三の要點を開陳致しまする考であります、先づ第一に監獄を改築する御考のある場合に於きまして、假令改築が焦眉の急に迫つて居るに致しました所で、先づ内務省に於て、完全なる監獄構造法標準の發布せらるゝに至りますまでの間、建築の御實行を御見合せに爲りたいといふことであります、其理由を略ぼ前に申し上げました通りでござりまする、第二に、小監獄を廢しまして、大監獄の在監人員を制限したいといふことであります、監獄の目的は、囚徒を改良感化するに在りて致しましたならば、之を管理する所の役人、先づ囚徒の個人的關係といふものを、詳に致しまして、所謂人に依つて法を説けて、個人的に相應した所の所遇をするの準備といふものが、着いて居らなければならぬのである、人の力に限りがござりまして、一人で澤山の囚徒を引受けて、悉く其個人的關係を詳かにするといふこと、到底爲し得らるゝことでないのであります、監獄に總て一人の典獄といふものがあつて、獄務の全体を統轄して居るのであります、凡そ一監獄に拘禁して居る所の囚徒の數、一人の典獄で適當に管理し得らるゝ所の數を以て、限りとしなけ

ればならぬのであります、監獄學の原則に依つて見ますれば、一監獄の人員は、五百人を以て程度とすべしといふことであります、五百人と申しますれば、甚だ少數のやうであります、實際私が獨逸の模範監獄に、一年有餘も在學いたして、親しく實務に従事して、研究致しましたる經驗に依つて見ますものに五百人といふ數は、決して少きに過ぎない、寧ろ多過ぎるといふ程の感じを持つたことでございします、併し五百人と申しますれば、例へば東京でありますれば、囚人が凡そ三千人内外ありますから、六個所の監獄を要する譯で、是れに到底出來なからうと思ひます、故に我邦に於きましては、少し無理でありませんが、凡そ七百人乃至八百人を以て、最多の限度と致したら宜ろしからうと思ふ、大坂の監獄に拘禁して居る所の囚徒は、常に四千人内外といふことであります、此の如き大監獄は全世界到る所に殆ど其比を見る所なく、四千人の大監獄があるといふことを聞いて、先づ驚かない者はない、何が爲めに驚くかといふのに、即ち監獄が改良して居らない、亂暴な有様であるといふことを想像して驚くのであります、如何に完全なる建物が出来ました所で、一監獄に四千人といふやうな、多數を置く所であつて見ましたらば、到底監獄の目的を達するといふやうなことの出來ない話であります、折角立派な監獄を建てらるゝといふことでありましたなら、從て相當の囚員を置くといふこと、併せて最も研究しなければならぬことであらうと思ひます、個人的關係を詳かにする點から見ますれば、少い程能く行届く譯でござりますが、併し餘り少數に失しして、一つの竈を立て置くといふこと、經濟上甚だ不利であります、且つ實際の管理上に付いても、弊害を生じ、不便も尠なからぬことでありますから、餘り小さな監獄といふものの、將來建てないやうに致しまして、監獄を造る以上は、凡そ二百人以上を入れる目的で造るやうにしなければならぬのであります、

第三に、拘留監及び未丁年監、隔別して之を設け、且其構造を分房たらしめたいといふことであります、尤も拘留監に於きましては、在監人の三分の一位までを程度として、雜居房を造つても、差支なからうと考へます、拘留監は裁判所なり、若くは尠くとも密接したる附近の地方に建てなければならぬのでありまして、御承知の通り、拘留監には、刑事被告人を入れて置くのでありまして、刑事被告人は常に關係を裁判所に持つて居るので、畢竟監獄に入れるといふのは、單に裁判上の便利に出で、拘禁するといふに過ぎないことでありまして、素と拘留監は普通の監獄といふ、全く其性質を異にするものであります、歐洲などでも拘留監は總て裁判所に設けられてありまして、已決監と同一二階内に在るといふやうなもの、殆どないのでありまして、所轄も總て司法省に屬して居るのであります、所轄問題に執れに致しましたも、我邦に於きましては、此拘留監といふものは是非其裁判所に接近して設けられなければならぬといふこと、性質上然らしむる所であつて、必ず將來に於ては、さうなることであらうと思ひます、故に監獄の新築を設計せらるゝ場合に於ては、拘留監は別に之を裁判所に接近した所に建てるといふことにしなければならぬといふと考へます、現に我今日の監獄制でも此趣意に出で居るのであります、

未丁年監……未丁年の所遇といふことに付きましては近來最も議論がやかましいことでござりまして、刑事政略の上に於て、犯罪人の防遏を爲すに、先づ全力を未丁年、即ち將來に於て、完全なる、危険なる犯罪人と爲るべき所のものに注ぐといふことが、最も得策であるといふことからして、近來歐洲に於きましては、未丁年の扱ひといふことに付いて、最も注意をして居るのであります、未丁年囚の所遇といふものの、成年以上の囚徒の所遇といふ、自ら其方法を異にしなければならぬのであつて、其方法を異にする以上は、其局に當る所の人も違ひ、又其建物といふものも、獨立して居なければならぬのであります、

故に將來に於きまして、未丁年を入れする監獄といふもの、隔別に設けるといふ方針でなければならぬといふ考へをする、又未丁年者といふもの、最も罪惡に感染し易いものでありまして、之を隔離するの必要といふもの、成年囚に比しまして、一層多いのでありする、故に之を入るゝ所の建物といふもの、總て分房でなければならぬ、女監も實の全然之を隔別して設けたいといふ考でありまして、歐洲なども總て獨立して居るといふことになつて居りまするが、我邦で未だ此點まで進むといふこと、實際困難であらうと考へます、故に先づ女監の已むなければ同一構内に設けると致しまして、内部で嚴重な隔離を立てる、例へば牆壁を以て、嚴重に區別するといふことに爲つて居りましたならば、左までの差支もあるまいと考へをする、

雜報

●典獄諮問會

典獄諮問會の愈々七月一日を期して召集せられ兼て印刷濟の諮問案を配付し越て全三日より開會せられたり開會の當日樺山内務大臣の中村次官、寺原警保局長、三崎縣治局長、久米社寺局長心得、窪田參事官、木内、有松兩書記官及大久保、水野兩秘書官を隨へ臨場せられ監獄制度に關する一場の演説を爲し終

て寺原警保局長議長席に就き有松書記官、浦監獄課長説明員となり配付の諮問案に就き開議せられたり而して諮問案の内第四(屏禁罰を廢し一種の懲罰法を設くるの件)第七(再犯以上の者に對する處遇法の件)の二項の委員に付托し詳細取調を爲す爲め後廻とし全八日午前を以て諮問案を議了し午後より直に各府縣典獄より提出の協議事項に付き協議會を開き長屋東京集治監典獄會長席に浦監獄課長番外席に就き越て全十日を以て全く閉會を告げたり而して會議に列席の典獄諸君の姓名を擧ぐれば左の如し付會

議中傍聴として陸軍省より井上法官部長、新井東京衛戍監獄長、拓殖務省より戸澤屬の諸氏始終列席せられたり

東京集治監典獄	長屋 又輔君
宮城集治監典獄	小泉 保直君
三池集治監典獄	管井 誠美君
警視廳鍛冶橋典獄	小河滋次郎君
全 市ヶ谷典獄	前田 傳君
全 巢鴨典獄	綾部 敦磨君
京都府典獄	神谷彦太郎君
大坂府典獄	眞木 喬君
神奈川縣典獄	若山 茂雄君
兵庫縣典獄	矢部太一郎君
長崎縣典獄	山室 元吉君
新潟縣典獄	千石 學君
埼玉縣典獄	神代 澤身君
群馬縣典獄	福原 三義君
千葉縣典獄	原田 守澄君
茨城縣典獄	柿木原政澄君
栃木縣典獄	畠山 常正君
奈良縣典獄	森 元祐君

三重縣典獄	坂本 久壽君
静岡縣典獄	福田 純一君
山梨縣典獄	八木秀太郎君
滋賀縣典獄	筒井 明倫君
岐阜縣典獄	新納 謙助君
長野縣典獄	五十嵐小彌太君
宮城縣典獄	山崎 德義君
德島縣典獄	長谷川四郎君
岩手縣典獄	小林 清一君
青森縣典獄	松本 正理君
山形縣典獄	小林 孝義君
秋田縣典獄	高木 正謙君
福井縣典獄	田井 重之君
石川縣典獄	白井助之進君
富山縣典獄	木名瀬補助君
鳥取縣典獄	堀内 久保君
島根縣典獄	小倉 實三君
岡山縣典獄	西村 茂範君
廣島縣典獄	新妻駒五郎君
山口縣典獄	坪井 直彦君
和歌山縣典獄	松江 重久君

德島縣典獄 甲斐 秀成君
香川縣典獄 高木 光久君
高知縣典獄 廣澤 鐵郎君
福岡縣典獄 木戸 麟君
大分縣典獄 清水精四郎君
佐賀縣典獄 坂口 兼賢君
熊本縣典獄 藤澤 正啓君
宮崎縣典獄 河俣 政幹君
鹿兒島縣典獄 鈴木 和介君
沖繩縣典獄 長谷川信綱君
愛知縣典獄(事故缺席)代理 山崎 正君
愛媛縣典獄(病氣缺席)代理 神野 忠武君

●典獄諮問會議案

七月三日より内務省樓上會議室に於て開かれたる典獄諮問會の議案なりと云ふを聞くに左の如し

諮問事項

一 改正條約實施後外國人を拘禁する場合に於て風俗習慣の異同國際上の關係等に依り自ら其處遇を異にするの必要あるへし左の各項の如き差當り知何に之を處置すべきか

一 外國人の我國人と全く之を別異するの必要あり

の檢閲又ハ代筆看讀書籍の檢閲接見の立會尋問命令號令等ハ如何すべきや

十一 從業の種類ハ別に之を撰定するの必要なきや

十二 宗教上の關係より葬儀禮拜其他免役日等特例を設くるの必要なきや

十三 幼年囚懲治人の教育ハ其方法を異にするの必要なきや

十四 在監人の請求に依り工錢其他所持金を本國の父母妻子に送付するの手續及出納官吏の責任如何

十五 身上の調査ハ如何なる方法を以て之を爲すや

十六 歐米人の繩を以て身体を縛するを忌むの風あるが如し手錠其他の物を以て之に代ふるの必要なきや

十七 携帶乳兒成規の年齢に達し引取人なきとき如何

十八 刑死者又ハ死亡者に關する通知ハ何人に之を爲すべきや

十九 逸走者死亡者の遺留金品にして受くべき者

りや若其必要ありとせハ少くも或る地方を限り特に之か爲一監を設くるの必要ありや又ハ現在の監房の一部を以て之に充て差支なきや又工場浴場等ハ如何

二 特別に監房を設くるものとせハ囚人被吾人病者幼年者男女等の區別ハ管理上總て一棟の下に於て之を爲すを便とするや或ハ各監内に於て其區別を爲すべきや

三 歐米人と其他の外國人との其風俗習慣互に異なるものあり處遇上如何に之を區別すべきや

四 監房の構造房內及工場に於ける便器其他の設備に關する見込如何

五 食糧の種類數量及食器に關する見込如何

六 衣服臥具等ハ如何又靴及靴足袋を與ふるの必要なきや

七 支那人及朝鮮人の頭髮ハ如何すべきや

八 坐臥動作禮式等ハ習慣に依り異にするの必要なきや

九 言語宗教の異同に依り教誨の方法を異にするの必要なきや

十 言語の互に同じからざる外國人に對する書信

なきときの處分如何
前各項の外調査を要する事項如何

二 看守考試規程を左の如く定めんと欲す如何
一 看守を監獄書記又ハ看守長に任用するにハ先づ實務の成績を考查し優等者を撰拔して更に學術試験を行ふものとす

二 監獄署にハ看守考查表を備へ置くべし
左の事項ハ隨時考查表に記入すべし

一 姿勢禮式服裝其他紀律に關する事項
二 職務執行の當否

三 勤務の勉否

四 書類及報告の整否

其他廳府縣長官の定めたる事項
三 實務成績の考查ハ監獄署に在てハ看守長監獄支署に在りてハ支署長の意見を徴し看守考查表に照合して其優劣を判定するものとす

四 學術試験ハ左の科目に従ひ之を行ハ但外國語ハ便宜省略することを得

一 刑法刑事訴訟法の大要
二 監獄に關する諸法規

三 會計に關する諸法規

四 算術(比例百分算迄)

五 外國語

三 在監人動作時限表を廢し囚徒服役並に臥寢時間左の如く改めんと欲す如何

	服役時間	臥寢時間
一月	七時間	十時間
二月	八時間	九時間
三月	九時間	八時間
四月	九時間半	八時間
五月	十時間	八時間
六月	十時間半	七時間
七月	十時間半	七時間
八月	十時間	八時間
九月	九時間	八時間
十月	八時間半	九時間
十一月	七時間半	十時間
十二月	七時間	十時間

四 屏禁の懲罰として其効甚微弱なるが如し之を廢し重量体運搬等の如き一種の懲罰法を設くる如何

五 囚徒の體育を助くる爲稍強烈なる體操科を設くる可否如何

●後藤衛生局長の諮問

後藤衛生局長の一日典獄會議に臨み左の三個の事項に付各典獄の意見を徴せられたりと云ふ

一、現在の監獄衛生報告の甚だ不完全にして監獄衛生の事を充分知悉する能はざるの嫌あり今少しく精密なる統計製表を煩さんと欲す諸君に於て其手数を要することに應し得べきや否

二、監獄醫を撰擇する難易の實況を承りたし

三、現行の制式統計の外に各府縣に於て衛生に關する製表等之れあれば歸縣の上衛生局宛に送付ありたき事

右第一の事項に就ては各典獄より監獄衛生を確保する上に於て當然要する手数を敢て辭せざる所なりと云ひ第二の監獄醫を採用するの實況甚だ困難にして今日の支給俸給を以て能く適當の人物を得るの難きを述べ第三の事項に付ては何れも皆種々の参考製表あるを以て其旨を領するの答へを得即時退出せられたりと云ふ

●司法大臣官邸の茶話會

本月一日午後七時より清浦司法大臣の當時出京中の各府縣警部長及典獄諸君を其官邸に招待し茶話會を

六 携帶乳兒の年齢を滿二歳以下とするの可否如何

七 凡再犯以上の者の初犯囚と其取扱を稍異にするの必要なきや若其必要ありとせし果て如何なる方法に依るべきか實際の取扱如何

八 晝夜分房に拘禁する囚人懲治人の單に教誨の爲のみならず時々之を訪問するにあらざれば其効を收むること少し然るに監獄の吏員のみにて到底十分之を爲すこと難きを以て凡そ民間の保護會社感化院等の役員又僧侶學者其他典獄に於て不都合なしと認めたる者の監獄に出入して分房囚の訪問を爲すことを得とするの可否如何

●春木大審院檢事總長典獄會議に臨まる

春木大審院檢事總長は本月八日午前の典獄會議に臨まれ一應の挨拶終て刑事被告人の滞獄日數取調報告の件其他二三の事項に付各典獄に希望を陳べ各典獄より平素裁判所との交渉上の事件に付種々の質問及希望を述べられ總長は親しく之を聴取せられ一々之に答へ及び注意を與へ置べき旨申告せられ最終に懇切なる挨拶を述べ同日十二時退出せられたりと云ふ

開かれ立食の饗應あり賓客皆十二分の歡を盡して退散せられたと云ふ

●内務大臣官邸の饗應會

越て同八日樺山内務大臣主人となり上京中の典獄を其官邸に招き晚餐を饗應せらる來會者内務省高等官、各典獄及浦監獄課長等にして來賓思ひに談笑の間に治獄上有益の談話ありたるやに聞く

●典獄諸君の懇親會

毎年一回全國典獄が東京に會同せらるべき典獄諮問會の内務大臣の獄制に關する諮問に應ずるのみに止まらず幾多實務上有益なる疑問材料を齎らし各自相互に審議討究せらるゝある治獄上統一を圖る上に於て將た相識の諸君勿論新任未だ互に面識なき諸君の間に懇親を全ふするの轉た斯道の爲め慶すべき事なりとす宜なる哉本月八日全國典獄の上京を機とし芝公園紅葉館に於て長屋東京集治監典獄等幹事となり同上的懇親會を開かれ寺原警保局長及有松書記官浦監獄課長并課長一同を招待せられたりと云ふ來會者全國典獄勿論各典獄隨行員及東京集治監、警視廳各獄監の署僚等無量百有餘名にして賓主歡を盡し談話の間に獄務を談し和氣堂に滿ち數會せし

午後十時頃なりし面して當夜の寺原警保局長より同館獨特の舞踊數番を寄附せられ大に衆客の興を助けたり

●監獄書記看守長特別任用令

今般監獄書記看守長特別任用令を發布せられ看守三年以上勤績し精勤證書を有し現に其職に在る者の實務の成績を考查し優等者を選び更に學術試験を行ひ監獄書記看守長に任用することとなり従前の看守長に限り看守五年以上勤績の者より採用するの道開けありしと雖も監獄書記に至ては他の屬官又ハ經驗なき判任官より轉用し來りしより往々實務上に不都合を見しも今後の専ら監獄に經檢ある看守より任用することとなりしハ後進者の進路を開きたるものにして書記看守長より進んで典獄に迄昇進するの希望を以て將來献身的此事業に奉仕せんとする有爲者を同人社會に集容するの手段として頗る其當を得たるものなりと信す

●典獄の特別任用令ハ如何

既に監獄書記看守長ハ看守三年以上勤績精勤者より任用することとなりしハ無經驗者を監獄に採用するの不利を認めたる者にして監獄官吏選擇の要訣を得

て彼は試験科目の優劣ハ我輩之を知らずと雖も巡査に憲法行政法の大意を試験するハ警部たるに憲法行政法の大意に通曉するの必要ありとなせしか寧ろ監獄書記看守長たるに會計法規の主要を加へられたること適當ならめ

●警察賞與規則の改正

内務省訓令第十三號を以て警察賞與規則を改正し特別賞與、賞與、賞詞の三種とし從來の規則に比し拾五圓以上五拾圓以下の特別賞與の目を増補せらる監獄に關する功勞者の警察賞與規則に準據し來りしを以て同令の改正と同時に監獄賞與規則に變更を來たしたるものと知るべし

●改正巡査看守俸給豫算は如何

今や例年の通り國庫地方費とも來る明治三十一年度の豫算編製の時に際し當局者の夫々概算書を取纏めつゝあるべしと信す茲に最も予輩の注目すべきハ巡査看守の俸給豫算見込額はなり改正俸給令ハ即時施行令なるも本年度に於て豫算なきを以て土地の狀況に依り明治三十一年四月一日迄施行延期の取除法を設けられたるハ亦止むを得ざるに出づ随て今日其實施を斷行したる府縣幾何ある恐らくハ數縣に出で

たるものと云ふべきなり然るに現行の典獄特別任用令ハ在職判任官五年以上にして現に四級以上の俸給を受ける者より云々とあり既に其下僚たる監獄書記看守長の經驗者より任用するの主意なるにも拘はらず之れが長官たる典獄ハ何故に當局の經驗者に限られざるか先きに警部長ハ警部五年以上奉職し現に判任二級以上の俸給を受ける者よりし大藏省所屬の司稅官補ハ稅務屬五年以上在職の者にして現に五級以上の俸給を受ける者より任用することとなれるに獨り典獄に限り汎く判任官たれば足れりといハ彼我の權衡を得ざるのみならず典獄の位置ハ恰も踏臺的腰掛に供せらるゝが如きハ斯道改良前途の爲め一大缺點と謂はざるを得ず先きに内務省に開かれたる典獄會議の節協議會の問題に上り滿場一致可決の上其筋に建議することとなりたるやに聞くと是れ實に當然の事理なるのみならず寧ろ本令改正の遲延今日に至るハ予輩の疑訝に堪へざる所なりとす

●巡査看守考試規定

巡査看守考試規程ハ七月二日内務省訓令を以て發布せらる本令ハ其巡査に係るものハ警部長會議に看守に屬するものハ典獄會議に付議せられたるものにし

ざるべしと信す今や本令實施後の豫算を編成する時期に際し當局者ハ果して何程の俸給平均額を要求せんとする從來の俸給平均額ハ八圓より九圓の間にありて九圓平均の上に出でたる地方ハ實に指を屈するに過ぎざりしなり改正令ハ俸給範圍即ち階段を多くし九圓に始まり十五圓に至る而して其中央給を假りに平均額と假定せんか平均額ハ即ち十二圓となるべし聞く國庫支辨の巡査看守の來年度の俸給豫算ハ右中央給即四級俸を標準とせらるゝ筈なりと地方の當局者幸に參考せられたきことにこそ

●巡査看守俸給新令實施の際に就て

舊令ハ八圓に始まり十二圓に終り(特別俸ハ除く)改正令ハ九圓乃至十五圓の七階級となりて舊令に比し増俸せられたること寔に無比の英斷と云ふべし然して改正令第三條に五級以上の在職年數一年以上にあらざれば昇給せしむるを得ずとあるより本令實施に際し當局者の間に起るべきハ新舊比照法なりとす舊令ハ八圓給の者ハ新令に之れなきを以て九圓給となすや素より論なしと雖も果して此率を以てせんか十圓給の者漸く十一圓給となるに過ぎずして折角新令に

於て十五圓給迄道を開かれたるに拘へず其惠に浴せしむる能はざるの嫌あり左ればにや此程内務省より左の意味の通牒を一般に發せられたるやに聞く
改正巡査看守俸給令實施の際に限り同令第三條の在職年數一年以上の制限に依らざるを得云々
依是觀之改正令施行の際に新任若くは下級看守と雖も直に十五圓迄の看守にも採用し得るの趣旨なりと知るべし

監獄建築費國庫補助法案

完全なる監獄の改良に獄舎の改築新營を完済したる後にあらざれば到底之を遂行する能はざるを以て政府第十一議會に向て監獄建築費補助法案を提出せらるべき筈なりと云ふ而して該法案なりと云ふを聞くに監獄の新築改築等の工事にして内務大臣に於て必要と認めたるものに國庫より其費用の二分の一以内を補助せんとするものゝ由

重罪囚國庫支辨法案

本案の第十議會に提出せられたるも會期切迫議了するに至らざりしものなるか其筋に於て更に之を第十一議會に提出する見込の由元來重罪男囚の國庫支辨論の現行の制度たる徒流刑囚の費用を國庫より支

辨し來れると其理由に於て同一徹なるのみならず重罪囚拘禁の監獄に全然輕罪囚以下の拘禁場所と之を別異するの必要なるの今日議者の定論にして裁判の結果集治監に餘地を生し府縣監獄に常に狹隘を生しつゝある實況に照すも本案の提出豈に故なしとせん哉

判任官俸級令の追加

近時物價の騰貴に下級官吏をして非常に困憊せしめ生計轉々窮乏の極點に達せり宜なる識先に製鹽費免除の上奏を天聽に達せしより下級官吏の製鹽費納付を免除せられたりと雖も判任俸給令に依然依舊改正せらるゝの運に至らず巡査看守の俸給を増加せし以來判任最下級者の却て看守巡査より薄給にして寔に權衡を得ざるのみならず常人より云はゞ九級十級の判任官の到底一家計を支ふる能はざるより止むなく志を外に轉ずるの傾あり内務事務の敏捷を關き官紀弛廢の餘弊なき能はざりしに從來判任下級官吏の狀態なりしなり然れば政府の此項判任官俸給令第三條に但書を追加し判任八級(二十圓)迄の在職一年以上に至らざるも増給することを得ることとせり畢竟本但書追加の如き専ら薄給官吏の實情を斟酌したる

結果に出でたるものなれば此際各地方に於て本令追加の主旨を採り八級以下の監獄書記看守長に對して之を増給し他日看守巡査と權衡を失するが如き不平なきを期せざるべからざるなり

典獄の新任陞叙

警視廳官制中改正の結果として警視廳典獄小河滋次郎氏の警視廳第四部長兼鍛冶橋監獄署長(二級俸)に市ヶ谷支署長たりし前田傳氏の警視廳典獄市ヶ谷監獄署長(二級俸)に、巢鴨支署長たりし中摩氏の警視廳に轉任せられ警視廳警部たりし綾部敦磨氏警視廳典獄巢鴨監獄署長(三級俸)に何れも新任せられたり三氏の榮任祝すべきなり
序に記す先年内務省監獄課僚より宮城集治監第三課長に轉せられし田井重之氏の福井縣典獄(高等官八等)に新任せられたる記事の本誌前號の紙上に登載し氏の榮進を祝すべかりし筈の所全く編輯者の疎漏より掲載漏に付謝意を兼ね本誌に追記せり讀者諒せよ

警視廳監獄署の名稱改正

改正警視廳官制に依れば東京府下に三監獄署を置く云々とあるを以て従前の本署支署を左の通改稱せら

れた

名 稱 舊 稱

警視廳鍛冶橋監獄署 鍛冶橋監獄本署
警視廳巢鴨監獄署 鍛冶橋監獄巢鴨支署
警視廳市ヶ谷監獄署 市ヶ谷支署
警視廳鍛冶橋監獄八王寺支署 同八王寺支署

内務省監獄課僚の新任

本年帝國大學卒業の法學士赤司鷹一郎氏の此項内務局(判任四級)に採用せられ警保局監獄課僚を拜命せられたりと而して同時警務課に二名、縣治局に三名、土木局及第一土木監督署に四名都合十名にして豊富なる素養を以て實務を見る他日高等文官たるの資料のみ階梯のみ、言を寄す監獄の天地に此際人才を要するの時機に際す赤司氏たるもの永く斯社會に留まり斯道に盡力せられんことを敢て希望を述べ

● 本月十日典獄會議閉會の當日内務大臣臨席の上小河滋次郎氏が典獄諸君に對し講述せられたる演舌の大意なりと云ふを聞くに左の如し
但發行期日切迫の爲め講演者の校閲を乞ふの暇なく其儘印刷に附せしを以誤謬多きを免れ

す講演者及讀者に對し深く謝する所なり併し
他日正確の筆記を得て再び掲載するの機ある
べし敢て一言を附す 編者 識

私は歐洲に於て見聞したる監獄の實況一斑を諸君に御話せよとの命
に依り諸君の御清聴を煩はすこととなり然れども此數日間には會議
其他公務の爲め餘暇を以て之れなく素より暇を以て出来し居られれば
順序の顛倒等は免れざるべくに付其時々疑問の點は御遠慮なく御質
問あらんことを望む

私が研究したる各國の内に就て獨逸の監獄の模倣を御話せんとして而
して第一最も奇なるは學滿西の監獄は司法省、内務省に分轄せしめ
られたる事是れなり其司法省に屬する監獄は禁錮囚、拘留囚、刑事被
告人等にして内務省所轄の監獄には懲役囚又時として禁錮囚刑事被
告人を收監せり而して其理由の如きは誰人も説明する處はざる所
にして只從來の習慣を因襲し來れるものと云ふの外答辭なきが如し
故に年々監獄統一問題の議會の議に上るありと雖も惜も我國の國庫
支辨論と同一の運命にて未だ其實行を見るに至らず思ふに尙後兩三
年間に於ける内務省所屬の監獄は五十二ヶ所、其外南部諸州に於
ける小監獄八十六ヶ所合計百三十八ヶ所にして司法省所轄の分は千
十六ヶ所全國合計千五百五十餘ヶ所なりとす其内には極めて小きもの
あり南部に在る監獄の如きは在監人の數、十人乃至五人位に過ぎざる
ものあり近頃小監獄廢止論盛にして從前は最大最小の二種類なりし
も大に過ぐるものは之を廢し今日に至りては最大の監獄にして千三
百名を收監する監獄二三あり最も多數なるは拘禁人員五百名乃至六

百名のものにして七百名乃至九百名のものに次ぎ其數五ヶ所位あり
我國の監獄は之に比すれば何れも過大に失し充分之を改良する處
には其大なるものは之を廢し適當のものに改めざるべからず而して
彼國に於て右の如く大抵平均人員を保ち得る所以のものものは監獄費途
の國庫支辨に屬するを以ての故なり其他男監女監とは全然之を別
置し男囚の内に就ても宗教の關係に由り初犯囚と再犯囚とは之を分
別し未だ年監の如きは全く獨立設置せり將來我國に於ても必ず此
區別を立つるにあらざれば行刑の目的は得て達すべからずと信す右
の外年監の如きも三十歳前後に依て區別せりと雖も是は餘り必要な
きが如し然れども禁錮監と懲役監とは必ず之を別置するの必要あらん
其館の御内議なりと云ふを承るに重罪囚を國庫支辨の集治監に移さ
るゝとの事にして恰も懲役と禁錮とを別つの前提なるべしと信す其
他感化院勞務場等の如きは凡て之を内務省所轄に屬せり然して監獄の
區別は我國の如き地理上の關係に又は行政區別に依て分たす専ら行
刑上の便宜如何に依るものにして在監人の如き甚だ大差なきを得る
所以なり

監獄の役人を分て委任官判任官とし典獄一人、理事(インスペクター)
四人は上等司獄官即委任官にして何れも終身官たり以下看守長、看
守は判任官となり而して監獄警務課長は委任待遇を受け居れり全
國監獄に皆一人の典獄を置くも時としては理事をして代理せしむる
場合なきにあらざるに我々の最も注意し研究すべきことは吏員の寡
少なることは是れなり私が在學しつゝありしモアビート監獄の如きも
典獄一人、理事四人にして此四人の理事は用度、會計、作業、庶務に各
一人宛主任として從事せり其他監獄警一人、教師二人、教師二人(此
教師は教師師の指揮を受け教育に從事せる者)外に見習として學士が

二人位無給にて執務し居り將來の典獄理事の候補者として三ヶ月乃
至六ヶ月間理事の事務を補佐せり而して如此見習候補者は何れの地
方に於ても中々數ありて就任迄二三年には是非之を待たざるべから
ず尙外に補助監獄に二人作業に二人あり時としては會計用度の事
務をも之を補助せしむ然れば事務は中々繁にして現に身令模範の如き
我國より一層精密なり諸君も御承知の如く分房制を實施するには訪
問等に多くの役人を要するにも拘はらず以上の如き少數の吏員を以
て完全に缺漏なく管理し來れるは紀律及秩序正しきは勿論なりと雖
も執務時間内未だ執務せば最て流弊等の事は決して之なきなり故に
典獄始め自ら其事務を執り假令個人的身上を詳知する者の如きは
典獄に若くもなく教諭に之に次ぐ其他下等官吏に至る迄警備車
の關係を有し典獄は即ち器械の如く一日執務せざれば全部休
止せざるべからずして金庫の鎖鑰は勿論會議處罰等の言渡り決して
之を他人に代理せしむることなく必ず自ら之が任に當れり故に以下
の吏員と雖も一日も缺勤する等の事なく疾病等止むを得ざる場合は
相當代理者(既に見習を経たる候補者にして缺員を待ちつゝある者
の類)を自費を以て雇入れ自己の代理を爲さしむ看守の如く缺勤の
ときは補助看守(試驗)及第したる者にして採用を待つ者多し)をして
自己の代理を爲さしむる等の類にして我國に於ては曾て経験なき
人を監獄吏員に突然採用するありと雖も彼國に在つては各自適當の
事務切然として紀律正しければ一日も経験なき人物を以て當らしむ
ることなし又又實際爲し能はざる所なり

右の如く僅少の吏員を以て執務を勵行し抑々の支障なきは健康に堪
へずと云ふべし故に我國に於ても過日大臣閣下が我々に訓示せられ
し如く彼の模範に習ふを要す從來我國に在つては既に課長とし云へ

は漫然事務を操らざるが如き實況にして案机押印を以て終るが如き
は最も改良を要する點にして學滿西に在つてハ課長は其主管理事務に
就ては自ら主任となり他は一二人の補助員を使用するに過ぎず現
に過日其筋より監獄事務分課標準を廢止されしが蓋し意は是等の點
にありたるならんと信す茲に唯一の缺點とも云べきは差支なき事務
に誤り四人をして補助せしむることと是れなりモアビートにては五六
人の四人を役役せりクロイ氏の如きは之を廢するの意見なりと雖
も假令官吏一二人を増員するも多額の俸給を要するを以て未だ廢す
るの運に至らざるの實況なりとす

看守の定員は在監人員二十人に付一人の割合にてモアビート監獄の定
員は三十人若くは三十一人にして看守長は到る所必ず一監獄に一人
の割合に過す而して看守の少なき理由は一監獄に五六人宛の兵隊を
配置し外部の警戒に従事せしめあるを以て夜勤の如き最も少數なる
看守にて事足れり然れどもクロイ氏の意見として監獄夫れ自らの
取締に兵力を借るが如きは軍隊をして監獄行政に干與せしむるの
弊なき能はずとせり加之依然之を存置するは故、新案を阻止するの
弊あり現にモアビート監獄の如きは之を廢するに至れり
看守の勤務は晝勤夜勤にして看守は皆監獄附近の官舎に居住せり而
して夜勤に行使する人員甚だ少なくモアビート監獄に在つて夜勤六
人内二人休憩監房配置二人巡警二人とし二週間交替とし看守の苦情
等更になし而して執務時間外は囚徒の出入は勿論書類の授受、甚だ
少なし看守勤務時間は通常十三時間乃至十四時間なるも餘り長きに
失する夜勤勤務時間を短縮せんとすの議、一昨午議會の問題となりし、
とありて晝勤務時間は昨年來十時間以内となり現に實行せる尙二三
ヶ所あり

監獄官吏の職責は甚だ重く且嚴にして其失行に就ても制裁重く同僚若くは部下の者とも互に之を指摘し相警戒する有様あり故に下僚と雖も其職責外に付ては上官の命を奉ずるに及ばず隨て因循逃走等の場合に於ても典獄官の責任に任ぜず又監督官廳と雖も之を強制すべからずして逃走の責任の如きは主任の看守獨り其責任に任ぜ守長に及ぶ場合は甚だ稀なり吏員の俸給に就ても少數の人員を以て職務する次に失火火災等にして俸給は常に監獄費の大部分を占む我國に於ても將來少數の人員を以て職務し其俸給を豊かにし待遇を厚ふる必要ありと信ず

紀律は最も獨逸に於て最も厳にして就中監獄に在つては最も其勵行を貴ぶ然れども紀律の間に和氣陽々たるものあり公務は相互に反目指摘するありと雖も其私交及家族間の關係に至りては相和順親睦にして公私の區甚だ明瞭なるものあり過因に就ても又然り紀律の勵行は勿論なりと雖も其間に自然和順の趣味存す所謂以心傳心を以て過因するを以て四人にして現行あり處罰せらるゝあるも決して官吏が怒むが如きことなく對懲罰者は恰も處罰其もの苦痛よりは處罰を受ける典獄の面前に出づことを最も苦痛に感ずるが如し

作樂は官業受負業の二種ありと雖も海次受負業を廢し官業とするの方針を採れり然れども官業は民業と競争論甚だ盛にして官業の内に付官署向の事を受負もの多し去れば多く監獄警察の勿論陸海軍向きのことを受負ふことせり而して従前は受負業は百分の七十三を占めたりしも今日に至りては百分の五十二に減じたり今日監獄受負作業は外人自ら之を辭するの傾きあり要するに監獄作業は世上の工業と異なり絶て紀律に出づるを以て商業上の便宜に應ずること甚だ困難なるより隨て利益を得ること甚だ少なきに依る去れば受負業の

期限に總て六ヶ年以上となり短期は最も其好まざる所にして要は創業或は前日の損失を回復せんが爲めに出づ我國の受負期限の一年と云ふが如きは器具の整頓、工因の養成等短きに失するが如し若し公入札に付し受負業を起すには其期限を三年位にするを適當と信ず作樂の工錢は總て之を資金とし作樂勉勵、行狀善き者には其獎勵を條件付給與とす隨て其行狀不良なる者に對しては全部若くは幾部を給與せざることを勿論なりとす而して保管中の工業は之に利殖するの道を講し其利子は免因保護會社等の補助に充つることとなれり

以上は其本体に就てのみ心付丈を講述せしに過ぎずと雖も餘り時間を要するを以て今日に之に止めん併し諸君の質問に對し答辯するは私の辭せざる所なり諸君幸に諒せよ

●監獄協會の總會付妻木内務技師の監獄建築談

先般内務省に開かれたる典獄會議の爲め全國典獄の出京を機とし監獄協會が催主となり七月四日（日曜日）午後一時より東京向島八百松樓上に於て監獄協會の總會を兼ね同志懇親會を開かれたり而して當日の兼て同人社會に於て疑問となり未だ其筋の方針も確立せざる監獄建築上の標準とすべき事項に付妻木内務技師の講話あり終て懇親會を開き來會者一同十二分の歡を盡して退散したる午後七時の頃なりし當日來會の主なる小原貴族院議員、妻木内務技

師、東京、宮城、三池の三集治監典獄、小河警視廳典獄を始めとし出京中の各府縣典獄、勿論浦内務省監獄課長及課員一同并に各典獄隨行の書記看守長東京集治監警視廳及近縣監獄署の各課長及署員等無量百有餘名にして中々の盛會にてありしと而して妻木内務技師の演説大要なりと云ふを聞くに左の如くなりしと云ふ

前略監獄改良の聲は近時益々高く漸く社會問題となり今日は獨り社會問題なるのみならず既に政治問題と迄なるに至り地租問題及び他の重大なる財政問題と比肩するに至り堂々たる政治家の口頭によるに至りしは遂に善みすべき事なり然れども今日の如き監獄の經費を以て地方稅支拂たるを廢し國庫支拂に移すにあざれば到底完全なる監獄の改良を期する能はざるべしと信ず而して次に起るべき問題ハ改正條約實施の曉には彼の風俗習慣より總ての衣食住に至る迄異にする外國人を我國監獄の下に拘禁せざるべからざるは勿論なるより監獄建築上に改良を要するの事は是れなり然れども予輩を以て之を見れば監獄改良の第一着歩は寧ろ監獄建築にあらずして監獄則改正を以て其先と云はざるを得ず是れ即ち監獄の構造の如何に就ては則にして完全なる改正を経たる後にあらざれば臨平たる建築標準を定むる能ざるを以て監獄建築に關する詳細なる卑見を獄則改正後に譲ることとし茲には唯概略に監獄建築上の談話を爲すに留めんを欲す

予は元來監獄當局者に非らずと雖も監獄建築上の事は最も予の好

む所にして從來新學上に付き多少取調べんが爲し又少しく研究する所ありたるも統制上の事に素より茲に集會せられたる實驗家諸君に譲ることとし只建築上の御話に止むることせり而して談話の順序を先づ左の四項とす

- 第一 監獄の種類に就て
- 第二 獄則制度に伴ふ區別に就て
- 第三 監房の配置に就て
- 第四 衛生に就て

第一監獄の種類とは假令は囚人監、刑事被告入監、懲治監、別房監と云ふが如く其種類の如何に依て建築上に多少の附屬を加ふべきこと又素より必要にして之の詳細なることは之の後日に譲ることとせん第二獄則に伴ふ區別とは即ち監獄制度の雜居制たるを將た分房制たるを指級制と云ふが如き類にして建築上に大關係を有すること勿論なれば是れ最も獄則改正後にあらざれば細論する能はず而して今日は既に雜居制の弊害を認むるも幾分經費に關係を有するを以て一朝一夕に之を排斥すべからざるなり云々（是れより獨居制に關する沿革歴史を詳密丁寧に細説せられ）第三の監房の配置に移り監房の建築は總て之を長家建にし方格式にするを可とす方格式とは扇面形十字形六方形等種々ありと雖も是等は總稱して方格式と云ふ面して其位置は可成餘り市街と隔絶せざる地にして眺望を防ぎ且乾燥にして濕潤ならざる地を擇ぶを必要とす而して敷地の廣さは外國に在りては一人に付平均凡十五坪宛となれり我日本の二三の監獄に就て之を調査せしに長野縣は敷地坪數一万五千八百八十二坪（此建坪二千七百六十一坪）に對し在監人千五百六十六人にして一人平均十坪餘に相當し建坪一人に付一

坪七合三勺に當れり而して又靜岡には一人平均十二坪八合大坂府は十三坪五合京都府は十三坪某囃は二十坪位の割合となり最も工業の種類、拘禁制度の如何に依りては多少の増減を要するは勿論なりとす云々

諸國向一步を進めて我國に於ける監獄の構造は二階建一階建何れか可なるやと云ふに予は一階建を可とす外國にては二階建以上を可とするは地價に於て我國と差異あり最も我國に於ても地方に依り多少の差異ありと雖も是非一階建にするを可とす而して又監房は煉化石造木造何れを可とするやと云ふに予は何れにても善しと信ず雖れども我國に在つては安價なるを以て木造を可なりとすれども腐朽傾斜等の虞あるを以て百年の大計を圖るには或は煉化を以てするも善し而かも煉化造は我國の如き地國に在つては又考慮を要す

監房の配置は既に前に之を論べたり而して壁の厚さは餘り厚きを要せず容易に破壊し能はざるを以て可とす又外構(煉化を可とす)の入口は可成少からしむるを原則とす其高さは普通十五尺より十八尺迄の間に於て他の眺望を防ぎ能ふ丈の高さを要し壁の内面は可成滑らかに隅角を付せず其尖端は又最も滑らかに半圓形ならしめ柱は總て之を外面に設備し高三尺位にして以上は總て鑄造し得ざらしむるの注意に出づ而して又其厚さは餘り厚きを要せず上端凡う煉化二枚若くは一枚半あれば足れり尙之より厚きは素より好しと雖も徒に費用を要し實益少ければなり

又監房の屋根は可成不燃質物を用ひ耐火に堪ふるを要す外國にては重なる鐵板を以てせり然れは一平方メートルにして床より六尺六寸上り之を設け直立して尙外望を防ぐに足り又其太さは獨居

房にして我國の百立方寸位を可とす其長は十五尺巾七尺二寸高九尺にして窓の格子は四寸毎に横に鐵棒を挿入便所は左の方に置き一方に洗面器を置き一人の用水量一尺方立寸を度とし屋上に水溜箱を設け注水の上は一尺毎に仕切を付するの構造にす云々其他衛生上に就き總々注意すべき點を指摘せられ最終に一人當りの費額を彼と比較せられたるに殆んど左の如し外國に在りては在監人一人の費額千五百十圓内外大坂は四十七圓、靜岡は十四圓小管は六十四圓、某囃は七十二圓等にして最も制度の如何に依るやと我國に在りては割合に廉價なるが如し云々

右の外各種の監獄構造上の圖面を携帶せられ來會者の縦覽に供せられたり

叙任及辭令

警視廳

六月十七日

任警視廳監獄書記(給十級俸監獄第一課勤務を命ず) 安達 吉彌

給六級俸 六月十九日 果嶋支署看守長 松田 相平

任警視廳典獄 前田 傳

叙高等官七等 前田 傳

給二級俸 同 人

補市谷監獄署長 同 人

任警視廳典獄 綾部 敦磨

叙高等官七等 綾部 敦磨

給三級俸 右 同 人

補巢鴨監獄署長 右 同 人

補警視廳第四部長兼鍛冶橋監獄署長 小河滋二郎

給二級俸 右 同 人

任警視廳監獄書記 中摩 遠衛

叙高等官七等 中摩 遠衛

補小松川警察署長 右 同 人

非職を命ず 六月二十六日 市谷監獄署看守長兼書記 加藤 長重

給四級俸 鍛冶橋監獄署看守長 秋山平八郎

給五級俸 巢鴨監獄署書記 手島喜二

給六級俸 巢鴨監獄署書記 鈴木 衛門

給七級俸 巢鴨監獄署書記 加藤勝次郎

給八級俸 巢鴨監獄署書記 片岡 和房

給九級俸 巢鴨監獄署書記 中川海太郎

給十級俸 市谷監獄署看守長兼書記 鈴木 重則

給十一級俸 市谷監獄署看守長 山村 寛良

給十二級俸 鍛冶橋監獄署看守長 西山壽太郎

同 上 八王子支署書記 柳部 勝吉

給八級俸 鍛冶橋監獄署看守長 山崎靜之助

給九級俸 市谷監獄署看守長 愛甲 晃藏

同 上 巢鴨監獄署看守長 國分萬次郎

同 上 八王子支署看守長 內山 真吉

同 上 鍛冶橋監獄署書記 中村 義

同 上 第四部庶務係長兼事務を命ず 同上看守長 秋山平八郎

同 上 同上庶務係長同上 同上書記 加藤勝次郎

同 上 同上 鈴木 重則

同 上 同上 安達 吉彌

同 上 第四部庶務係事務を命ず 同上看守長 堀 順信

市谷監獄署勤務を命ず 市谷監獄署書記 山崎靜之助

巢鴨監獄署勤務を命ず 市谷監獄署書記 橫江 勝榮

市谷監獄署勤務を命ず 巢鴨監獄署書記 菅井 直善

同 上 同上看守長 荻原 鏡三

巢鴨監獄署勤務を命ず 同上看守長 川口覺之丞

八王子支署勤務を命ず 同上看守長 山村 寛良

市谷監獄署勤務を命ず 八王子支署書記 柳部 勝吉

六月二十八日 警視廳典獄 小河滋二郎

本年七月一日内務省に於て監獄事務諮問有之に付出席を命ず

同 上 前田 傳

第八巻 第七號

出獄人保護

もの、袖手すべき業にあらずと思ひたり彼輩の心情を精察し之に同情を寄せ之を保護指導するは苟も時を待て神の心を以て心と爲さんと欲する者の傍觀すべき業にあらずと思ひたり
於彼輩を保護指導するに思ひ立ち當時手が家室に寄附なきしめある少數の出獄者に加へて此の多人數を保護したるに忽ち博愛諸家の贊助を得て大に事業を擴張するを得たり茲に六ヶ月間二百六十二人の出獄者を保護なし得たるにより假に半年報を編りて之を頒布す追て原寄官舎維持規約第五條に基き協議員の書閱を経て一年報を編し世に公にするものとあるべし

總括

被保護者二百六十二人 一月三十一日至六月三十日
内譯(イ) 六月三十日現在寄宿舍者 五十五人
但監視ある者四十一人 監視無き者十四人 内 癡疾四人あり 盲人、頑聾、一本足、右手不随、寄宿舍者の最多は九十八人其數は五十人なりし

- (ロ)東京に新に家を構へ營業をなす者 十七人
 - (ハ)常雇となり主家又は工場に寄泊營業をなす者 十四人
 - (ニ)親戚又は知人の許に寄泊營業をなす者 廿二人
 - (ホ)郷里に歸り營業をなす者 百廿七人
 - (ヘ)各地方に出稼をなす者 廿五人
 - (ト)重病者(入病院) 〇
 - (チ)死亡者 〇
 - (リ)寄宿舍より無断退去又は逃亡したる者 二人
- 説明
(イ)(ロ)(ハ)(ニ)(ホ)(ヘ)(ト)(チ)(リ)の項に算出したる百〇八人は東京市内居住者にし

や不出来なりし者三人あり此の二人は予の承諾を経ず附けて監視引受を附したるにより予は断然之を拒絶したるものなり併知友留岡幸助君子を援助し引取を許せられたるにより今尙無恙正業を以て自活せり一人は在横濱實兄に引取られたる者俄かに故障を生じ知己の許に至りて執行を受けたる事なり是亦土方を業として無恙自活せり

〇執行地替を致したる三十二人の現状左の如し

- 家を構へ營業をなすために 一人
- 職工親方又は雇主の家に寄泊するために 八人
- 預所したる親戚同調の調和と、のひ親戚の許へ 十九人
- 但親の許へ三人 妻の許へ五人 兄弟の許へ九人 叔父母の許へ二人
- 工場通勤の便利により知己の許へ 一人
- 予引受を拒みしにより他慈善者の許へ 二人
- 引取たる實兄に故障ありて知己の許へ 一人
- 戸籍 出獄人の戸籍の隠匿なることは一の犯罪原因なるにより予は極て厳密厳難なる煩勞を取て戸籍を明白にすことを勧めたり故に無籍者の戸籍を分明にせしもの多くあり監視ある者七十四人の中に於ても同じく殊に偽名偽籍を自白したる者十五人ありたり

職業

- 東京現在者百〇八人の現在職業の種類
- 大工 一〇 陸殿殿治 一 煉瓦工 一
- 馬丁 一 人力車夫 四 高方 三
- 建具工 二 器械鍛冶 一 製圖方 一
- 家賃 二 掃除社夫 一 寫手傳 六
- 木挽 二 金庫鍛冶 二 陶器師 一

て直接に保護を致すものなり寄宿舍外の者へは時々風昭夫婦訪問し彼我往來して親しく交際をなせり
ホ(ヘ)の項に算出したる百五十二人へは時々通信し或は軟文書等を郵送し又其居住所在の風昭の知友に依頼する等間接に保護を致すものなり此外年來風昭へ通信を致す各地方居住の出獄人を合すれば目下の現數五百七十三人あり

〇東京に新に家を構へ營業をなす者十七人の現状左の如し
家賃 新に妻を迎へたる者五人 母と居を共にする者三人 姉妹と居を共にする者四人 獨身の者五人

- 職業 鍛冶工 三人 人力車夫 四人 板紙細工 一人
- 印刷方 一人 大工 三人 掃除社夫 一人
- 車大工 一人 建具工 一人 紙袋細工 一人
- 機工 一人

〇監視ある者七十四人の現状左の如し
〇現在寄宿舍に在る者四十一人 〇死亡者一人 〇執行地替を致したる者三十二人

〇被保護者の監視執行替を致す者に就ては特に注意を加へ保護の目的に鑑み該當する者と信認して之を處理したり蓋し風昭の卑見によれば保護事業の一大弊害は此點にありとすればなり被保護人の中には親戚故郷によりて嚴肅なる保護を受くるとを嫌ひ或は其所在の遠隔により旅費を要するを忌み或又眞實引取人の無とにより兎に角に一度び保護場を引取を求め然後自已の便利に任せて他へ執行替を圖る者あり彼等へ之を以て云へり「保護場をふみだいにす」予は尤も此に注意して執行替を吟味し一も彼等の點手段に偏らず孰れも相當なる引受人即ち該當の保護者なるを認めて引取らしめたり内に精

- 鎖線細工 一 洋服裁縫 一 土方 三
- 石工 一 鍛板工 一 ヘチマ細工 二
- 露店菓子賣 二 標草刻 一 土方手傳 七
- 鍛冶工 五 プリキ工 一 ミシン職 一
- 理髮 一 奉公人 五 左官 一
- 鋳造 一 板紙細工 一 聖職 一
- 會社雇員 三 指物工 二 塗師 一
- 紙袋細工 一 小間物商 二 賄夫 三
- 石版工 二 蠟燭金柄細工 一 舟乘 一
- 貸布園屋 一 按摩 一 車大工 一
- ロクロ工 一 園丁 四 印刷方 六
- 氷室人夫 四

説明

〇被保護者にして在監中の品目職業等を予既に知認する者のためには豫じめ其職工場を採擇し直に雇入を交させたり然るものは若干日間先づ日雇に出たり品行及職業の巧拙を考査し然後雇入を受させたり習得の職業なきものは先づ日雇に出たり其人品行を精査し將來を慮り且つ本人の自ら擇ぶ處をも斟酌して職又は商に就かしめたり

〇總て職業に就かしむるには個人誘導を主とし同職業の者と雖も之を同一工場に入らしめず各異の工場に入らしむるを勧めたり目下予のために出獄人の雇入を許諾せられたる職工親方及雇主は五十二人あり
〇雇主に就ても注意を要することあり第一には工場の風儀職人仲間品行及び雇主の實力なり第二には業種なり本人に對する通否を考

第八卷 第七號 出獄人保護

四十四

定するは云ふを俟たざることをなれども、總て犯罪嫌疑を受け易き業種を避けるとなり予が雇入申込を拒絶したるものは、辨當屋の配り男夜間の新聞配達、室内の煙筒掃除、勤工場の店番等なり、此外十數人を合同して使用なさんとの申込は數回ありたれども悉く却斷したり。

工 賃

寄宿者各自の收入工賃總額
二月中 一七八四九七八
四月中 五〇一四二四三
六月中 五〇二四二二一

説 明

最多額を得たるものは大工、建具工にして一人日給五十五錢、最少額の日雇にして一人日給金十三錢、常雇のもの一人日給金二十五錢、月給の者は先方にて食事仕着持ちにて二圓以上六圓なり、頑聲者の野店理髮、盲人の按摩業、是亦食費を償ひ自用を辨する收入をなせり。一人の癡疾者はアキキ細工一人の癡疾者は小使に雇はれ共に自活せり。
二均一ヶ月一人の收入最多額は十六圓、最少額は六圓なり。

貯 金

平月以降漸次蓄積して最多額に昇りしものは携有金を合して七十五圓、最少額なるは盲人の外は悉く五圓以上の貯蓄をなせり。貯金は雇略の保管するものなるにより之を雇略の引受預込となせり。依て預込は本人より爲すを得るも、拂戻の雇略の印判を要するものとなし通帳は常に本人之を所持す。

總て各自の收入金に入浴、理髮、衣服等の必要費金の外は悉く貯金に預け込むものとなせり。寄宿者は各自立身の準備をなすにより四季の衣

寄 宿 舍

場所 東見市神田區南神保町八番地所在信家 建坪百坪
寄 宿 室 五ツ間(七十三疊) 祈禱讀書室 一ト間(八疊)
對 客 室 一ト間(五疊) 喫 飯 室 一ト間(七疊)
事 務 室 一ト間(四疊) 炊 所 一ヶ所
玄 關 一ヶ所(六疊) 納 戸 二ヶ間(十二疊)

説 明

本事業のために群衆雜居の寄宿舍は弊害を醸成するに容易く最も注意を要するものと認むむが之を設立せしは實に止を得ざるにより幸に今日までの経歴を見且つ今後予が理想の建物を得るに於ては弊害を見ると無く正に之に由て本事業を助くるものと信ぜり。本事業のために寄宿舍を要する所以のものは、

第一 被雇者と雇主の間に信用を作るまで寄宿なさしむるためなり。實に出獄人のために適當にして且つ予の信するに足る雇主を求むるの困難なる事は實際に當て知るものあり経験によれば雇入を承諾なすもの十人ありとも實際之を使用する者は四人乃至五人の外は得られざるなり。斯の如き有様なるにより雇入を承諾するも直には宿泊を許さず勢ひ相互の信用を生ずるまで寄宿舍に置いて被雇先へ通動なさしめざるを得ざるなり。

第二 初めて保護する者の人爲品行技藝の巧拙を査定するためなり。保護者は確かに被保護者の人爲品行を知悉せざるべからず依て若干時日之を手近かに置きて試るは實際止しを得ざるなり。

第三 實力之しき者及び仕事先きに於て食事を致す能はざる業種の者のために廉直なる炊事を取らしむる爲めなり。之を他所に於て喫食なさしむれば如何しき煮賣店一膳飯によるものとなり衛生上に懸

服及夜具等を漸次に整へ一家を構ゆる用意をなせり。各自の希望亦にあるなり。

寄 宿 舍

寄宿者に係る費用を分つて二とす。保護事業全般に係る費用は此に包含せす。
寄宿費 是は家賃(一ヶ月金二十圓なり)内三圓は家族十人分として原雇より支拂へり。石油、炭、消耗する家具什器、臨時市價損料、筆墨用紙、郵券なり。六月は一人につき四十五錢なりし。食費 是は飯米、野菜、魚肉、薪炭及助方給料(月給金八圓)等なり之を人頭に割合へり。六月分は一人につき金三圓三錢なりし。

寄 宿 食 費 共 一 人 分

二月份 三圓〇〇〇 三月份 三圓六〇〇
四月份 三圓四五〇 五月份 三圓三五〇
六月份 三圓四八〇

説 明

寄宿者の食事は總て習慣に従ひ親方先にて食事をなさしむ業種により其義能はざるものに限り便利上舍内にて食事を爲さしむるものとす。依て之を普通の膳になさす。恰も共同自炊とも云ふべきに致し相當なる一人か互換して炊事に當らしめ一切の費用は人頭に割合ふもの。とす。雇略は物品及金銭出納には監督をなせども米菜の精粗甘否は總て寄宿者の合議選擇嗜好に任ぜり。
米は下白米を用ひ朝は汁漬物、晝は野菜漬物、夜は野菜又は魚肉漬物とす。五ヶ月間の平均によれば一日一人の食米に六合四勺強なり、米菜代及寄宿費を合算すれば平均金十一錢五厘なり、理髮湯銭は各自支拂、室内の炭茶は各室員の分擔なり。

念 ね ら ば な り

第四 被雇先より引取たる病者のため又盲聾癱疾者のためなり。予の保護なしたるものは全然必用ありて保護を致したるものなれば親戚故舊の便るべ無き人なれば病氣の時はおび寄宿なさしめざるを得ざるなり。

○本寄宿舍の場所其先き神一美以教會の假會堂なり。本事業創設に際し本多庸一君の厚意により同教會は之を貸與せられ且つ同教會の牧役者岡田忠治君生江孝之君をして事業を輔佐なさしめられたる事に予の深く拜謝する處なり。由之二月より五月中旬までに無代にて之を使用するを得たるなり。

衛 生

神田區北神保町神保醫院は特に本事業を贊助せられ寄宿舍創設より始終寄宿者の病ある者のためには懇ろに治療を施へ藥餌を與へ施療せられたり。創立の際には折而天然痘流行時なりしにより特に注意を加へられ入舍員自餘人に種痘を施されり。依て寄宿舍員は流行病の災を免れしのみならず幸に總ては健康の方なりし。

神保醫院長鈴木篤三郎君は屢に舍内に臨み治療せられ且つ一夕に舍内へ頭微震を携われ各各種流行病の微菌を現示し傳染病毒の恐るべき衛生講話を致されたり。是れ本舍衛生のために實に容易ならざる補益を致したり。

寄宿舍創設より二人の死亡者あり。一は肺患に罹り赤坂病院に於て一は左股關節炎に罹り醫科大學第二醫院に於て懸篤なる治療を受けたるものなり。第二の者は親戚ありて其墓地へ第二の者即ち百三十日間入院治療を受けたる者は無難者なりしにより雇略の家族として一家の墓地に埋葬す。第二の者の爲めには病院より祭祀料金三圓を惠與せ

らるゝに本人の貯金、四四五十八錢及宿舍員の串刺金一圓四十九錢を以て石碑を建立したり

事業費

由 二月

被保護者自宅訪問車代及通信郵税

二、九二〇

書記生一人給料

二、〇〇〇

盲瘂及重病者又臨時宿泊費與寄留費

五、七二五

雜費

一、九六三

總計

一、七四六

義捐金募集通信及奔走費

一、七四六

數謝禮贈等の會費雜費

一、七四六

別途

一、三二一

臨時費合計

一、三二一

備考

二、八八二

二月分の別途支出は、大赦當時寄留したる二百十八人へ惠與したる寄留費(一人につき平均五十二錢)及び義捐金募集廣告起意書印刷の費なり。三月分の別途は、出獄人保護問題大演說會費なり。五月分は、地方所在出獄人通信費なり。六月分は、天刑病者歸國の旅費なり。

支出總計金五百七十七圓六十三錢

六、三三三

六月三十日迄の義捐金總額八百八十一圓五十八錢八厘

六、三三三

差引金三百六十三圓九十五錢八厘

六、三三三

說明

六、三三三

予は事業のためには初めより此の一意を以て致したり。出獄人を保護するは心算行為の力によるべく、金錢の力に頼むべからず。故に重

二月以降、出獄人保護並寄留會館設のため募集したる義捐金中より左の出獄人保護費を支出す

三月 四月 五月 六月

七、八二〇

八、三二〇

八、四三〇

九、七〇〇

七、〇〇〇

七、〇〇〇

七、〇〇〇

七、〇〇〇

一、六九七

六、一九五

二、七六一

四、八八〇

五、〇〇〇

四、四六〇

二、五九五

三、四三〇

三、五一七

二、五九七

二、〇七八

二、〇六〇

五、五〇〇

八、二〇〇

二、六六〇

二、〇〇〇

一、五八三

八、五〇〇

六、六二〇

一、〇〇〇

三、七二二

一、九四〇

三、三九五

四、三四五

五、九〇四

三、〇九五

五、三九八

四、六九五

九、〇五九

三、〇九五

五、三九八

四、六九五

病者又は老衰癯疾等の全無實力無きもの、外は一錢の金、一握の食

料も與へざりしなり

二月中は大赦當時のものとて同時に數十人保護致したるものなれば、寄留當初の三日間及數日間の寄留にして歸國したる者なごより、其費を償はしめず。蓋し之を償はしめざるに寧ろ保護の實力あるを認めたるに由れり。二月中の惠與寄留費を人頭割れば、一人につき金五十

員とす
一、贊助員中より若干名を依頼し、協議員と定め、舍主の協議に與り、事業を輔翼し、會計査閱の任に當るものとす
一、舍主及協議員は毎年一回事業及會計の報告をなすものとす
○協議員 (いろは順)
本多 府一 殿 子爵 岡部 長 殿
小河 滋次郎 殿 清浦 奎 殿
三好 退藏 殿 島田 三郎 殿
伯露士 方久 元 殿 鈴木 眞一 殿
注意
本事業の通信等は、東京市神田區南神保町八番地、原胤昭宅にて取扱申候
爲換は東京一ツ橋通り郵便受取所へ御振込可被下候

二錢なり。三月四月になりて此數を減じ五月に至ては若干の病者と盲人の按摩修業入塾食料を拂ふたるとに止まり六月に至ては少許の病人費の外は無し。此月盲人も亦自活するを得たるものなり。備品購入の項に於ける百六十八圓六十一錢五厘を以て大演說五十七枚、蚊帳大小九張、其他の家具炊具を整へたるものなり。宣教師ガルスト君より人力車一輛、動物一枚、クイーン君より人力車一輛を寄附せられたり

以上

參照

○原寄宿舍臨時規約

一本舎を原寄宿舍と稱す

一本舎は原胤昭の出獄人保護事業を贊助し之を繼續維持するを以て目的とす

一本舎事業のため多少に係はらず金品を義捐せらるゝ者を以て賛助

出獄者保護論 (續)

第四 公私協力

出獄者保護事業に於て公私協力に必しも其成立に欠くべからざるものなりと云ふを得ず。雖も然れども亦極て望まざしきことなり。蓋若其組織にして全然監獄若くは警察官吏の手に屬せんか保護者の常に被保護者の犯罪行為にのみ注意し被保護者の常に保護者の苛察を逃れんと欲し双方の間隙時を猜疑の念を絶たざるべし之に反し例へば英國に於けるが如く慈善家其他一私人の結合即ち會社組織にして政府之を獎勵保護するの制を採るべき。其結果極て良好なるものあり英國に於て近年或種の犯罪著く減少したるは此の公私協力の結

紫雲山房主人

果なりとの世人の一般に認むる所なり

千八百八十八年に於て英蘭及ウエールズに於ける出獄者保護會社の數は殆ど七十に達し全國の監獄の數よりも多きに居れり而して政府の此等の會社に年々四千磅の保護金を下付分配し且之に相當する寄附金を民間より募集せしむるの方法を採れり是實に民間慈善事業に對する實質的の獎勵にして最有効なる方法なるべし

又英國に於ての出獄者保護に關し此の如くして醗集したる金錢の使用方法来に付ても亦公私共同して以て之か管理を爲せり多くの場合に於ては典獄及教誨師主となり他の官吏僧侶及民間慈善家と共に地方保護會社の運轉機關を組織し且通常特に一種の役員を置き各出獄者の訪問、彼等の爲に住居職業を求むること又の彼等に分配する所の金錢を以て諸器具衣服の代料或は旅行費用の支拂等のことを掌らしむ

第三 役員

役員を使用する場合に於ては其選擇に注意すること極て勸要なり多數の役員は其職務を執行する上に於て忠實に且熱心なる疑を容れず然れども余輩は時として保護會社の役員の出獄者と狎昵し酒食の爲に寄附金を消費したる等のこの間かざるにあらず此の如き勿論極て稀なる例外なるべしと雖豫め此の弊害を避くるの用意あること常に必要なり又有給役員と無給役員との各一利害あることを考へざるべからず無給役員は利欲の爲ならざるか故に其行爲親切にして結果美なるを常とす然れども時として不規律なること或は事務の一致を欠く等の弊之に伴ふべからず之に反し有給役員は能く規律命令に服従し且其職責を確實に執行せしむるを得るの利あり

出獄者保護に關する今日普通の組織に對し此社會一般の希望は各會社役員の間に今一層規則立ちたる聯絡

を通すると一地方より他の地方に轉信する所の被護者の消息に付て相互に通報の道を開くを以て其重要なものとす故に此等のことに付て適當なる組織の採用せらるべし蓋し遠にあらざるべし

第四 軟弱人種

凡て四人出獄の際に於て所持の金錢を直接本人に手渡し宜からず寧ろ相當の方法を以て之を保管し彼等が正當の需用ある場合に於て之を支給するを可とす蓋し出獄者が放免の際に於て受取りたる金錢を直に酒食遊惰の費に消費するは屢見聞する所なれり然れども此の如く出獄者をして一時に金錢を所持せしめざることは即單に出獄者の所得金支拂の手續を嚴にするを以て保護上の最大要義となすの傾向は諸會社に於て往々見る所なりと雖未だ以て其當を得たるものなりと云ふを得ず凡そ此の如きこと或點に於ては素より必要なり然れども是れ小事のみ彼の出獄者に對する平常の監督に注意し特に彼等の爲に善良なる朋友及正義の忠告者を得せしむるに勉めずんば偶々僅に金錢の自由を制限するも將た何の功かあらん

出獄者の實に一種の軟弱なる人種なり彼等の力極て少なるか爲些少の困難若し情慾に抵抗すること能はず是れ彼等の保護を以て自ら任する會社若し一私人の助力を要する所以なり英國の大都市に於ては慈善委員及其代理者ありて常に警察署に出入し各犯罪者に近き彼等に其の拘留せらるべしと否とに關せず相當の保護を與ふるを以て任とせり或る場合に於て此等の人々の警察監獄扣門會 (Police and Prison-Gate Mission) なるものを組織したりしが其の出獄者に關する秩序正しく且懇篤なる注意か遂に或る最も成功ある保護會社を成すに至れり

●三池保護會設立の趣旨

出獄人保護の事たる西洋各國に於ては司獄官警察官勿論一般の人士に於ても競ふて之れか幹旋の勞を採り出獄人をして過を再びせしめざるを以て同胞の德義とし又國家に對する義務とせるものゝ如し然れども我國に於ては因襲の久しき百事進歩の今日と雖ども猶ほ出獄人を視るこ蛇蝎の如く忌み嫌ふの觀あり是に於てか先年內務省の特に當路者に出獄人保護の必要を訓令し且つ大に之を獎勵したりしかど未だ時運に達せずして其効果の著しく顯われざる我國文明史上の一大汚點にして吾曹の常に歎息する處なり

然るに今回畏れ多くも皇室に於て御異例の事任らせられ罪囚に減等の特典を仰出せらるゝ由新聞紙上にて拜承し奉りぬ果して然らば此恩典に浴したる出獄人にして訓誨保護するものなく罪惡を再び犯す者あらんか本人の姑らく惜き吾曹臣民たるもの誠に恐懼の至りに堪へざるなり殊に當地方の採炭事業盛に行われ保護の方法宜しきを得る幾百の出獄人を保護し生業を營せしむるも易々たる業なるに於てをや故に吾曹は茲に三池保護會を設け

出獄人を保護し 聖慮のあらせらるゝ處を感發せしめ真心悔悟倍善に進ましめんとす幸に志士仁人此學を贊助せられんことを望む
明治三十年一月

三池保護會規則

第一條 本會は三池集治監及熊本縣監獄三池出張所の出獄者にして改悛の情顯著なりと認むるものに保護を加へ生業を得るの途を紹介して行狀の端正を獎勵し良民に復歸せしむるを以て目的とす
但本會の都合に依り各府縣監獄出獄人を保護する可し

第二條 本會の發起人を以て會員とし會員の保護者の地位に立ち保護を與へ且つ相當の寄附金を醸出するの義務あるものとす

第三條 名望家にして特に本會の趣旨を贊助する者の會友とす

第四條 會友にして特に本會に裨益を與ふるもの名譽會友とす

第五條 本會に左の役員を置き事務を分掌す
但正副會長幹事庶務會計、委員の任期は滿二ヶ年とす

一會長一人

會務を總理す

一副會長一人

會長を補佐し會長事故あるとき之を代理す

一幹事若干人

正副會長の指揮を受け擔當事務に従事す

一庶務委員若干人

正副會長若くは幹事の指揮を受け庶務に従事す

一會計委員若干人

正副會長若くは幹事の指揮監督を受け金銭の出納其他會計事務に従事す

一現場取締若干人

正副會長若くは幹事の指揮監督を受け被保護者直接の取締に従事す

第六條 本會に相談役若干名を置き重要な會務の意見を需むるものとす

第七條 正副會長及幹事の會員の互撰とし庶務會計委員の會長之れを囑托す

第八條 正副會長幹事庶務會計委員の各名譽職とす但庶務會計委員の場合に依り報酬を與ふるゝあるべし

第九條 現場取締の有給とし會長之れを選任するも

のどす

第十條 本會の資金は會員の寄附金慈善者の義捐金其他の補助金より成立するものとす

第十一條 本會は毎年一度會員總會を開き會務の成績及び金品收支の報告を爲すものとす

第十二條 出獄人にして本會の保護を受けんとするもの強め其旨を申込むべし

第十三條 新入の被保護者に對しては本會の規則及被保護者の遵守すべき事項將來の心得方等を懇篤諭示し誓約書を徴し置くべし

第十四條 被保護者を傭入れんとするものあるとき本會の其傭主と労働時間及賃金を約定して之れを許すべし

第十五條 被保護者を引受けんと云ふものあるとき本會の其事情を取組し不都合なしと認むるときは之れを許すものとす

第十六條 被保護者にして給養す可き親屬あるか若くは職業の都合により一家を持し生業を營せんと請ふものあるとき之れを許すとある可し

第十七條 前條の場合にして資金なきもの本會の見込に依り幾分を貸與し其稼き賃金の内より扣除

して返却せしめ皆済の上本人の所有に歸せしむるものとす

第十八條 本會の被保護者の所持金及食費其他の雜費を扣除したる實錢總額を本人名義にて銀行若くは貯金管理所に預け入れ利殖の方法を講じ將來生業の資金となさしむべし

但通帳の本會之れを管理するものとす

第十九條 被保護者にして遵守すべき事項に違背し説諭を受くるも之れに服せず又本會の信用を害する所業を爲すもの保護を解くものとす

三池保護會役員

會長 菅井誠美
副會長 溝部惟幾

幹事 (いろは順)

河村民介 田宮富三郎
武田節雄 高濱太郎
山口卯太郎 佐方宗介
三池 柴垣善藏

庶務委員 (いろは順)

河島泰祐 樺嶋益長
河野清渡 鶴宇三郎
堤三郎 中野慶太
安松虎雄 江村友三郎
岸川文也 平山實顯
會計委員 (いろは順)
加藤松太郎 坪井嘉業
福田嘉苗 土方一正

山梨縣出獄者保護會
創設趣意書

出獄者の保護は容易の事業に非らずと雖も容易ならざる故を以て之れを等閑に附する能はず蓋し出獄者の保護は單に慈善の事業のみならず社會の治安を維持するに於て必須の大計なり維新以後我邦の獄制日に改善に就ける共に司獄者か囚徒の遷善悔悟に意を用ゆる頗る切なるを致せるのみならず刑罰の意義の

以て社會文化の一助に供せんと欲す微衷の取るべきあらん幸に贊助して此事業を成功せしめられんことを余等の切望に耐へざる所也謹述

主唱者

明治三十年 月 土屋七右衛門

(會則編出)

賠償的教育なりと解説する學者を生するに至り監獄内外相應し囚徒の改悛を企圖する氣運に向へる社會の爲め最も慶すべきことなりと言ひざるを得ず然れども出獄者の保護は監獄に於ける所謂賠償的教育と相待つて洵とに缺くべからざる事業なるに關せず世の少數なる仁人義士が憫むべき同胞の爲め社會治安の爲め雙手を揮て之れに従事するの外一般の社會に揮て之れを冷視するの傾向あり是れ豈に痛嘆すべき事にあらずと謂ふを得んや思ふに此の如くして社會か出獄者の保護に留意するなくん獄制の改良司獄者の熱誠も獨り容易に其効を奏する能はざるのみならず社會に遂に社會秩序の破壊者を減少せしむる能はざるに至らん昔人曰く恒産なき者恒心無しと然り渠不良の徒假令獄を出つるに方りて全く遷善悔悟するも若し住するに家なく食するに糧なく着するに衣なく渠等か眼前の飢寒を忽ち渠等を驅りて刑辟を犯すを忽れざるに至らしめん近年全國を通して再犯者の漸く増加するの抑何故をや余等以爲く出獄者保護の事業振はざるか如き即ち其の一原因なるなからんや因て余等僭越を顧みず敢て首唱者となり縣下仁人義士の贊助を得て山梨出獄者保護會を設立し



獄事談叢

●監獄の參觀

小河岳洋君茶話

中村 襄君筆記

近年内外人の我監獄を參觀せんとする者頻りに多く殆んど一種の流行といふ爲れり故に其人士にして監獄の監視たるを知る者極めて稀にして恰も監獄參觀を以て劇場其他の遊戯場視するもの多きが如し畢竟監獄の參觀を許すの斯かる輕易の旨趣に非らざる也已に其筋の通牒もある筈なり然るに當局者中容易に之を許すものあるやに聞く其意果して那邊にあるや知るを得ずと雖ども蓋し其趣旨のある所を誤りたるに因るに非らざるなき乎往時其才判を秘密に附し行刑を公にせしも今日文運の進歩の全く之に反し才判の公開し刑罰の密行せざるべからずといひ苟も文明を以て任する諸國の共に認むる所の主義にして我國も亦己に之を是認す去れば輕々之が參觀を許す如きの當たに此趣旨に乖反するのみならず外國人をして日本

にの尙ほ未だ野蠻の遺物を存するなりとの感を懷かしむるなり殊に監獄思想なき外國人の我國監獄を參觀したる者其觀察力の足らざるを通譯の不充分なるより誤謬の斷定を以て自國の新聞や雜誌に報導し讀者をして我國を嗤笑せしめたる實例曾て少しとせず其嗤笑冷罵一時にして消へなば尙ほ可なるも其感念の長く彼等の腦裏に存するを以て遂に我國の恥辱たるを免かれず當局者たる者之が許否するに該て充分に慎重を加へ若し參觀を乞ふ者ある時先づ其者を引見し其職業經歷及其意思を試問し然して後許否を決し宜しく監獄をして劇場視せしめざる様致し度ものなり

●隠語の利用

歐洲にては在監獄中に用ゆる隠語の到る處に普ねく通用するを以て司獄官も亦善く其語を研究し居り入監者にして前科を包藏する者を看破するの之が解否に因るを好手段とし其疑はしきものに對して隠語に通曉し居るや否を種々の方法を以て試み頗る好果を得たりしが近頃にしては囚徒も亦己に之を覺知し深く秘して官吏に覺られざるに至りしを以て今や其効なしと

我國に於ては未だ此方法を多く應用せざれば當分是等の手段を用ゆれば多少の効あるべしと雖ども是を以て唯一の手段とのみ思ひ居るとき忽ち彼等の覺る所となり毫も其効なきに至るや必せり總ての事物我一步を進むれば彼亦一步を進むる豈唯だ監獄と囚徒とのみに於て然るにあらず社會一般比々皆然らざるなしと雖ども殊に司獄官と在監人との於ける競争の一層激烈なれば若し我にして彼れに一步を先せらるゝ時懲戒感化又の改良とか即ち監獄の監視たる目的を達する事なぞに實に思ひも寄らざる事となり所謂優勝劣敗の結果兇漢を拘禁する監獄の却て彼等の爲めに俱樂部視せられ兇漢を懲戒歸善せしむるの責任ある司獄官の彼等の爲めに保衛役視せらるゝの奇觀を顯出するに至るなり之か局に該る者深く戒め毎に彼等に先つるを力めざるべからず

●懲治人の實表

懲治人に賞與するの總て囚人に準ずる事となりしが其表裏の成るべく囚人の如くせず白布の細線等を袖部の邊に附着する方可なるべし斯くする時の管たに囚人に類似せざるのみならず幼年者の之が武裝に類するを以て其感情一層深かるべし之れ極めて微細に

して幼年者を所遇するに就ての一例に過ぎず若し懲治人を遇する微事なりとして等閑に附する時其識らず知らずの間懲治場をして兇漢の幼稚園たらしむるに陥ち入らしむるなり

●携帯乳兒の玩弄物

小兒と玩弄物に於ける智育發達上重大の關係を有する多言を要せざる所なり彼の立派なる學士や博士と雖ども生れながらにして電機的作用や蒸氣の應用を知りつゝありしものに非らず其幼稚なりしとき矢張り障子紙を敲き破り以て紙の軟弱質なることを覺り茶碗を打破り以て其破碎質なるを知りし者なるべし左れば種々なる玩弄物を或は撃ち或は轉する等皆之れ理學的思想を發達する階梯にあらざるのなし然るに獨り監獄に拘禁せらるゝ所の婦女の膝下に在る幼兒を見るに一の玩弄物を與へあるとなし又自在に個個し又其氣隨に馳け廻り一の遊戯を爲すを得ず只彼の可憐なる純白無垢の幼兒の耳底に達するもの官吏の更の號令と督責の聲のみ目に映するもの官吏の壯嚴なる武裝と母親等の愁然畏縮唯々として其命に従ふの狀のみ故に其幼兒の智育燃るが如き勢ひを抑へるに由なく遇々以て瓦礫木片等を得て展轉又打ち

擲け以て僅かに之を慰するものゝ如し而して親等の
懐愴たるを看之れに倣ひ愁然として吏員等に辭儀す
るの狀之を看る者誰か一滴の涙を注がざらん又是等
小兒が成長の後社會に於ける狀態を思念せば誰か戰
慄憂鬱は寒さを感ぜざるものあらんや之れ徒たに彼
の可憐無邪氣の幼兒を愛惜して其無聊を慰せんとい
ふに非らざれば之が局に該る者の宜しく意を爰に注
ぎ所持金あるものに斷具を購ひしめ親屬あるもの
に贈與せしめ若し經費之を許さば官給するも可な
らん或る吏員等に於て之を惡與する又可ならん兎に
角幼者をして獄舎内に於ける憂戚愴を懷かしめざら
んに適當の玩弄物を配與し余念を他に觸れしめざ
るを要するなり之れ我々が職務上否事人人間として
盡さざるべからざるの徳義的任務なりと信するなり

●女囚の多寡の文野を卜す

歐洲人の云ふ女囚の多寡を以て國の文野を知るに足
ると蓋し國の開明なるに従ひ婦女の犯罪者増加す現
に開明を以て稱せらるゝ處の英佛獨の如き大底男
囚四人に對し女囚一人の割なるもイスパニヤ等の如
き半開國に於て男囚十四人に對し女囚一人の割な
りと云ふ畢竟國が開明に起れば婦女の教育盛んとな

り教育盛なれば智識増進し智識増進すれば女權又擴
張し女權を擴張すれば又其責任重く其責任重きとき
其權利男子と全等となり其權利全等となる時其内
外の交際又頻繁となり其交際已に頻繁となるとき
百般の事男子と等しく種々の場合に遭遇し從て身に
受くる處の刺激も多きに至るより遂に之が犯罪の原
因を誘引するに至る蓋し自然の勢なりとす然れど
も未開國に於て其教育智識責任權利等總て之に相
反するを以て又犯罪者となるもの少なし我國女囚の
男囚に對する割合未だ正確の調査を得ざれば明言
するを得ずと雖ども思ふに男囚八人乃至十人に對し
一人以上に該らざるべし尤も我國に於て東京大坂
の如き繁華の地と他の府縣と對照せば繁華の地に女
囚少なし故に東京等を以て開明國とし他縣を以て未
開國と假定する時其事實歐洲の例と全く相反し頗
る奇怪の如しと雖ども善く之を調査するとき即前
例と一致す今繁華地に於ける婦女の狀況其智識教
育等兎に角家政其他重大の責任の一に男子に倚賴
し恬として顧みざるが如しと雖ども他縣の婦女に於
て否らず農業其他の勞働より家政に至る迄女子の
所謂男優りと云ふ者にして少なくも男子の片腕位に

に該るものなれば其實權亦男子に譲らず夫若し妻を
叱すれば妻亦夫を責め夫若し拳を妻に振せば妻亦棍
棒を携へ之れに抗する如き殆んど通例なれば女子
にして酒を飲み喧嘩も爲し又賭博も爲し遂に窃盜も
爲すに至る等西洋の男女同權と少しく流義こそ異
なるも即男女同權たるに相違なかるべし之れ繁華の
地の婦女より他縣の婦女に犯罪多き所以なり云々」
男囚に對し女囚が比較的少數なる何れの國も同じ
き事なるが女子が犯罪の少なき畢竟先天的犯罪を
爲すに不辨なるに因る即ち女子の肢体の概ね男子の
如く動作上輕快ならざると例へば手腕細く又太
く短く体の横に廣く丈け底く人家に忍び入り或ん人
と格闘するに便ならず臂の大きく重く足短ければ疾
走する能はず力量又微弱なれば捕獲せられ易き等總
て犯罪を爲すに不便なるに因るなり歐洲に於ける調
査に依れば女子にして犯罪を爲す者其容貌体格及性
行等大底男子に酷肖すと又以て女子の犯罪の少なき
理由を知るに足るべし又男子にして姦通其他風俗犯
を爲すもの頗る女子に類せりと云ふ之れ一の研究
を要するものなるべし

●佛、獨在監人の喫煙

何事に限らず規則の如きものを定むるに土地の風
俗人情習慣等を細大となく調査する誠に大切の事
なり吾最初佛國に著したる時某監獄を參觀せんとし
案内を乞ひたるに一人の教誨師出で來り喫煙を爲し
つゝ吾を監房に導きしに依り先づ一盞を喫せしに隨
て房内に入りたる時其喫煙の火消へたれば囚徒の携
ふる處のマッチを借り又之を喫し始めたるに倍驚
き(佛國監獄の不規律なるに豫て聞き居りしが)たり
其後同國監獄にて總ての囚徒に喫煙を許しありし
を知り遂に怪まざるに至れり又獨逸の佛國に反し喫
煙の監獄の嚴禁にして其參觀者たると吏員たるとを
問はず監獄に至るとき先づ其門前にて煙草を棄て
ざるを得ざる位なれば吏員等も執務中喫煙するもの
決してなし若し竊かに之を爲すものある時恰も我
國にて執務中飯酒する程惡しき事に認めらると雖ど
も麥酒を飲む我國の茶を呑むに等しく毫も惡しき
事とせず但同國に於て刑事被告人に喫煙を許し
あり又以て被告人を遇するの如何に鄭重なるやを推
知するを得べし
歐洲にて概して婦女の喫煙を爲すもの少なしと雖
ども飲酒をなすもの甚だ多し若し婦女にして喫煙す

るものあるとき他人より輕侮を受くる事恰も我國の婦女が飲酒するが如く恥辱とす之れ皆人情風俗の異なるより斯かる雲泥の差違を生ずるものなれば條約改正實施に先ち獄則其他に充分の準備を爲し置かざれば其曉に望で鎖々たるより意外の失敗を生ずるゝあるべし

●精神病者の所遇

精神的病者の眞偽を診定するの至難なるに常に刀圭家の苦心する所にして在監人の精神病と偽り稱する者の多きを畢竟又之が診定の至難なるを奇貨とし被告人の刑の適用上に囚人の工業其他所遇上に於て之が利益に與からんとするに外ならし然れども總ての事物苦心の多きもの程其快樂又其裡面に多く潜むものなれば歐洲の刀圭家尤も熱心に之が研究に従事する者多し殊に監獄醫の如きも其快樂の眞味の多きと必要とに迫られ専ら之が研究に力を極むるより監獄醫の大凡の殆んど精神病の専門家の如し往時の監獄に精神病と偽る者多かりし爲め之に瞞着せられざらんとに汲々苦心せしが現今に於ては囚徒中偽り精神病と稱する者絶無となりし爲め其苦心の往時と全く反對にて今眞の精神病者を發見する能

ばざらんとに汲々しつゝあり开の獨逸伯林の監獄附屬の精神病院に常に三十人乃至五十人の入院者あれど該醫士の云ふ處に依れ本院に在る患者の大底入院の當時其病已に末期に達し居るものなれば殆んど之が救治するの術なし蓋し初期に於て精神病者たるを發見する能はざりし結果なりと又經驗ある監獄醫の言を聞くに精神病者たるの經歷を調査すれば未だ該病症たるを認めざる時に於て必らず屢々處罰を受けたる者多し之れ其當時已に精神の經緯に異狀を發作し爲めに屢々處罰せらるゝ如き所行に及びたる者なるに之を普通の者と認めたるの抑も當時診斷を誤りたるものにして取りも直さず司獄官及監獄醫の精神病者を嚴重なる罰に屢々處し倍其病を増進せしめ終に不治症に陥入らしめ又死に致すものなり云々

去れり苟も囚人を罰せんとする時其者の性行及平素の動作より犯行の状況等に至る迄慎重に慎重を加へ仔細に之れに觀察を下だし萬一の過誤なからしめんとを期せざるべからず

●分房の精神病を發見するの便あり

歐洲にて初めて分房制を實行したる當時に於て一

方に惡事を防遏する點其効得て間然する所なきも一方に欠點として分房の精神病者を多く發生するの事なりしが爾來之が研究に苦心したる結果分房制に決して精神病者を發生するものにあらす精神病病者の未だ甚しからざる時に於て速く已に之を發見し得るの効頗る著大なるものなりとの事實を確めたり蓋し雜居房に於ては監獄醫等の屢々訪問等を爲すも他の障礙に掩はれ性質動作言語等を微細に知るを得ずと雖も分房に在る者容易に之を熟知するを以て時に少しく平素に異狀を呈するとあれば直ちに之を認むるを得るに因るものなりと醫師の患者を診斷するに該ては皆其人たるの性質素行等を熟知し居るの必要なる勿論なれども殊に精神病者に至ては善く之を知るに非らざるより決して之を診定する能はず若し之を能ふとするもの其病症已に増進し醫士を待たずして何人にも其精神病者たるを判定し得るものなり

●犯罪人の頭腦

(以下三項留岡幸助君寄送)

或る名高き以太利人なる強盜思ふ存分に惡事を働き

たる後死にけり、或人彼が頭腦を専門家に携へ普通民の頭腦と如何に相違するかを研究せられんことを依頼せり、専門家なる學者の苦心計營種々に研究を凝らしたる後斷案を下して曰く彼の強盜の頭腦と普通民の頭腦と更に異常其間に存するを知らず、彼れ強盜の頭腦に實に學理的的研究に依りて斷定する時大英才を有する偉人の頭腦なりと云へり、只彼の名高き強盜にして此と同時に又名高き強盜なりしが故に頭腦内に慘憺苦心したる形跡ありたりと云ふ只物質的頭腦而已にて如何なる専門家と雖此が善人たり惡人たるを區別し能はざるものなりと云ふ

●犯數の統計

米國ペンシルベニア洲アレガニーに於ける勞役監最近の第二十七年報に據れば創立以來二十七年の間入監したるもの殆ど七万九千人此を一年に見る時毎年三千人の入監者ありたる割合なり、此が犯數を問ふに七万九千人の内凡そ一万六千六百人の三犯以上八百人の十犯、二百人の十八犯にして凡そ百人以上の者の二十五犯、五十人の三十犯にして、或者の六十七犯、六十八犯若くは六十九犯なりと云ふ

●破獄

去月の威士囉米國カリホルニア洲サンクインテン集
治監にて七十人の大惡漢の看守に不平ありとの廉
を以て破獄を企て看守に抵抗せり、看守の止むを得
ざるを以てピストル七發を以てせしかば此にや閉口
しけん忽ち鎮定したりと近着の桑港新聞に見へたり

●西郷南洲翁歐米獄制談

金 洲

翁在世の頃歐米獄制の善美を讃賞したる語あり曰く
西洋の刑法の専ら懲戒を主として苛酷を戒め人を
善良に導くに注意深し故に内獄中の罪人をも如何
にも緩るやかにして感誠となるべき書籍を與へ事
に因りて親族朋友の面會をも許すと聞けり尤も
聖人の刑を設けられしも忠孝仁愛の心より鰥寡孤
獨を慇懃み人の罪に陷るを恤み給ひしに深けれ共
實地手の届きたる今の西洋の如く有しにや書籍の
上にのみ見へ渡らず實に文明國なり云々
抑も翁をして此語を發せしめし明治初年維新創業
の際にして獄制の如き朝野何人も齒牙に懸るものな
き當時に在りて翁獨り歐米獄制を窺ふ英雄の識見着
眼敬服に堪へず

外國語學

内地雜居は目前に迫れり司獄官外國語
學の必要豈多辨を待せんや本會茲に觀
る所あり各國語學中最も廣く世界に行
はれつゝある英語研究の目的を以特に
本欄を設置し監獄に必要な單語會話
等每號之れを掲載し傍ら愛讀者諸君中
英文を以質問應答を爲さるゝの便宜を
與へ尙漸次清韓獨佛露及臺灣土語等の
大要を掲載し司獄官外國語學啓蒙の一
助たらしめんとを期す就ては本會別に
(會告にあり)一冊として發行する監獄
英語必携と對應し研究せらるゝことを得
は幸甚

編者識